

長崎県長大橋維持管理事業

事業仮契約書(案)

令和7年10月

長 崎 県

前 文

- 1 工事番号 : 7債国橋補第15-1号
- 2 事業名 : 長崎県長大橋維持管理事業
- 3 事業場所 : 長崎県長崎市、西海市他

橋梁名	路線名	所在地
西海橋	(国) 202号	佐世保市針尾町～西海市西彼町
伊王島大橋	(一) 伊王島香焼線	長崎市伊王島2丁目～香焼町
若松大橋	(主) 若松白魚線	南松浦郡新上五島町若松郷
生月大橋	(主) 平戸生月線	平戸市主師町～生月町
大島大橋	(主) 大島太田和線	西海市大島町～西海町
鷹島肥前大橋	(一) 鷹島肥前線	松浦市鷹島町～佐賀県唐津市肥前町
平戸大橋	(国) 383号	平戸市岩の上町～田平町

- 4 事業期間 : この契約の県議会議決日から令和13年3月31日まで
- 5 契約金額 : 金【 】円に物価変動による増減額並びに消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)
(注)「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、1円未満切捨てとする。
- 6 契約保証金 : 第71条に記載のとおり

この契約は仮契約であって、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。その後の変更を含む。)第12条の規定に基づく事業契約の締結に関する議案が、長崎県議会の議決を得たときに本契約となるものとする。なお、県議会で可決されず、この仮契約が本契約として成立しないときは、この仮契約は無効とし、これにより事業者が生ずるいかなる損害についても、発注者は、その責めを負わない。

上記の事業について、発注者長崎県(以下「県」という。)と事業者とは、対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な事業契約(以下「本事業契約」という。)を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本事業契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

仮契約日 令和 年 月 日

本契約日 令和 年 月 日

県 : 長崎県長崎市尾上町3番1号

長崎県

長崎県知事 大 石 賢 吾
印

事業者 : (所在地)
(事業者名)
(代表者名)
印

目 次

第1章 総則.....	1
第1条 (本事業契約の目的)	1
第2条 (用語の定義等)	1
第3条 (本事業の概要)	1
第4条 (事業者の資金調達)	1
第5条 (許認可及び届出)	1
第6条 (条件変更等)	2
第7条 (近隣等対策)	2
第8条 (暴力団等の排除措置)	2
第9条 (第三者に生じた損害)	3
第2章 マネジメント業務.....	3
第10条 (マネジメント業務の実施)	3
第11条 (第三者の使用)	4
第12条 (県に対する報告及び協議等)	4
第13条 (県によるマネジメント業務の変更)	4
第14条 (事業者によるマネジメント業務の変更)	4
第3章 維持補修業務.....	5
第15条 (維持補修業務の実施)	5
第16条 (第三者の使用)	5
第17条 (県に対する報告及び協議等)	5
第18条 (県による維持補修業務の変更)	6
第19条 (事業者による維持補修業務の変更)	6
第4章 点検・診断業務.....	6
第20条 (点検・診断業務の実施)	6
第21条 (第三者の使用)	7
第22条 (県に対する報告及び協議等)	7
第23条 (県による点検・診断業務の変更)	7
第24条 (事業者による点検・診断業務の変更)	7
第5章 詳細調査(診断)業務.....	8
第25条 (詳細調査(診断)業務の実施)	8
第26条 (第三者の使用)	8
第27条 (県に対する報告及び協議等)	8
第28条 (県による詳細調査(診断)業務の変更)	9
第29条 (事業者による詳細調査(診断)業務の変更)	9
第6章 補修設計業務.....	9
第30条 (補修設計業務の実施)	9
第31条 (第三者の使用)	10
第32条 (県に対する報告及び協議等)	10
第33条 (県による補修設計業務の変更)	10
第34条 (事業者による補修設計業務の変更)	10
第7章 修繕工事業務.....	11
第35条 (修繕工事業務の実施)	11
第36条 (第三者の使用)	11
第37条 (県に対する報告及び協議等)	12
第38条 (県による説明要求及び立会い)	12
第39条 (中間確認)	12
第40条 (事業者による完了確認)	13

第41条	(事業期間終了時の工事完成検査)	13
第42条	(工事竣工日の遅延損害金)	14
第43条	(工事期間の変更)	14
第44条	(工事の中止)	14
第45条	(工事の中止又は工事期間の変更による費用等の負担)	14
第46条	(県による修繕工事業務の変更)	15
第47条	(事業者による修繕工事業務の変更)	15
第48条	(本件工事中に事業者が第三者に与えた損害)	15
第49条	(契約不適合責任)	15
第50条	(保険)	17
	第8章 工事監理業務.....	17
第51条	(工事監理業務の実施)	17
第52条	(第三者の使用)	17
第53条	(県に対する報告及び協議等)	17
第54条	(県による工事監理業務の変更)	18
第55条	(事業者による工事監理業務の変更)	18
	第9章 対価の支払及び改定等.....	18
第56条	(対価の支払)	18
第57条	(サービス対価の改定等)	18
	第10章 モニタリング及び要求水準未達成に関する手続.....	19
第58条	(モニタリング及び要求水準未達成に関する手続)	19
第59条	(サービス対価の支払留保)	19
第60条	(サービス対価の減額)	19
	第11章 契約期間及び契約の終了並びに解除等.....	19
第61条	(契約期間)	19
第62条	(事業者の債務不履行等による契約解除)	19
第63条	(契約が解除された場合等の違約金)	21
第64条	(県の債務不履行による契約解除)	21
第65条	(県の任意解除権)	22
第66条	(法令等の変更又は不可抗力による契約解除)	22
第67条	(契約解除の場合の出来形部分の買取)	22
第68条	(事業契約終了に際しての処置)	23
第69条	(終了手続の費用負担)	23
	第12章 表明・保証及び誓約.....	23
第70条	(事実の表明・保証及び誓約)	23
	第13章 契約保証金等.....	24
第71条	(契約保証金等)	24
	第14章 法令等の変更.....	24
第72条	(通知の付与及び協議)	24
第73条	(法令等の変更による追加費用・損害の扱い)	25
	第15章 不可抗力.....	25
第74条	(通知の付与及び協議)	25
第75条	(不可抗力による追加費用・損害の扱い)	25
	第16章 雑則.....	26
第76条	(経営状況の報告)	26
第77条	(公租公課の負担)	26
第78条	(協議)	26
第79条	(特許権等の使用)	26
第80条	(契約上の地位の譲渡)	26
第81条	(延滞利息)	26
第82条	(秘密保持)	27

第83条	(個人情報の保護等)	27
第84条	(請求、通知等の様式その他)	28
第85条	(解釈等)	28
第86条	(準拠法)	28
第87条	(管轄裁判所)	28
第88条	(定めのない事項)	28

別紙 1	用語の定義 (第2条)	
別紙 2	保証書 (第49条)	
別紙 3	事業者が付保する保険 (第50条)	
別紙 4	対価の支払及び改定方法 (第56条、第57条)	
別紙 5	モニタリング手順書 (第58条、第60条)	
別紙 6	法令変更による費用の負担割合 (第73条)	
別紙 7	不可抗力による合理的な範囲の増加費用及び損害の負担 (第75条)	
別紙 8	個人情報取扱特記事項 (第83条)	

第1章 総則

(本事業契約の目的)

第1条 本事業契約は、本事業における県及び事業者の役割並びに県と事業者との間の基本的合意事項について定めるとともに、本事業の実施に際しての条件を定めることを目的とする。

(用語の定義等)

第2条 本事業契約において使用する用語の意義は、本文中に特に明示されているものを除き、別紙1（用語の定義）に定めるとおりとする。なお、別紙1（用語の定義）に記載のない用語に関しては、募集要項及び要求水準書の用法に従う。

(本事業の概要)

第3条 本事業は、次の各号に掲げる業務、これらの業務の実施に係る資金調達及びこれらに付随し関連する一切の事業により構成されるものとし、事業者は本事業に関連のない事業を行ってはならない。

- (1) マネジメント業務
- (2) 維持補修業務
- (3) 点検・診断業務
- (4) 詳細調査（診断）業務
- (5) 補修設計業務
- (6) 修繕工事業務
- (7) 工事監理業務

2 事業者は、要求水準書及び提案書等に従い、法令等を遵守し、善良なる管理者の注意義務をもって、本事業を遂行しなければならない。

(事業者の資金調達)

第4条 本事業契約の締結及び履行その他本事業の実施に関する一切の費用は、すべて事業者が負担する。

(許認可及び届出)

第5条 本事業契約上の義務を履行するために必要な一切の許認可は、事業者が自己の責任及び費用において取得し、また、必要な一切の届出についても事業者が自己の責任及び費用において提出するものとする。但し、県が取得すべき許認可、県が提出すべき届出はこの限りでない。

- 2 事業者は、前項の許認可の取得及び届出を行う場合、県に対して書面による事前説明及び事後報告を行うものとする。
- 3 県は、事業者からの要請がある場合、事業者による許認可の取得、届出に必要な資料の提出その他県が事業者にとって必要と合理的に判断する事項について協力するものとする。
- 4 事業者は、県からの要請がある場合は、県による許認可の取得、届出に必要な資料の提出その他県が必要とする事項について協力するものとする。
- 5 事業者は、許認可の取得又は届出の遅延により追加費用又は損害が生じた場合、当該追加費

用又は損害を負担する。但し、事業者が不可抗力により遅延した場合は第15章（不可抗力）の規定に従うこととし、県の責めに帰すべき事由により遅延した場合であって、事業者が当該追加費用及び損害の内訳を記載した書面にこれを証する書類を添えて県に請求したときは、県が当該遅延により事業者が発生した追加費用又は損害を合理的な範囲で負担するものとする。

（条件変更等）

第6条 事業者は、募集要項等の内容と現場の状況に齟齬があることが判明した場合、県に対して書面による報告を行い、当該齟齬に関する対応について必要があるときは、県と事業者との間で協議を行う。

- 2 事業者は、前項の齟齬については、原則として現場の状況に応じて担当業務を遂行するものとし、前項の協議に基づき募集要項等の内容の変更が必要と認められた場合には、県は、当該変更のために事業者が生じた増加費用及び損害については合理的な範囲でこれを負担する。但し、事業者は、当該追加費用及び損害の内訳を記載した書面にこれを証する資料を添えて県に請求するものとする。

（近隣等対策）

第7条 事業者は、要求水準書に従い、その責任及び費用負担において、道路利用者等に対して、本事業において行われる維持補修業務、点検・診断業務、詳細調査（診断）業務、修繕工事業務（以下この条において「工事等」という。）に関する説明を行い、理解を得よう努めなければならない。

- 2 事業者は、要求水準書に従い、その責任及び費用負担において、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁、臭気、塵埃、電波障害その他の本事業において行われる工事等が周辺環境に与える影響を調査し、合理的な範囲で必要な対策を行わなければならない。
- 3 事業者は、第1項の説明、対応等及び前項の対策を行おうとするときは、あらかじめ、その概要を県に報告しなければならない。
- 4 県は、前項の報告で第1項の説明に係るものを受けた場合において必要があると認めるときは、事業者が行う説明に協力するものとする。
- 5 事業者は、第1項の説明又は第2項の対策を行ったときは、その結果を県に報告しなければならない。
- 6 第1項及び第2項の規定にかかわらず、本事業契約に定める事業期間の開始日前の維持管理等に起因して当該説明又は対策に係る費用が発生した場合には、県がこれを負担するものとする。

（暴力団等の排除措置）

第8条 県は事業者に対し、事業者の役員等の氏名その他の必要な情報の提供を求めることができ、警察その他の関係機関に対し、照会し、若しくは情報を提供し、又は警察その他の関係機関から情報を収集することができる。

- 2 県は、前項の規定により得た情報について、本事業の実施以外の業務において暴力団等の排除措置を講ずるために利用し、又は国、他の地方公共団体その他暴力団排除を目的とする団体に提供することができる。

- 3 事業者は、担当業務を第三者に行わせようとする場合は、暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び第6号に規定する暴力団員をいう。）にこれを行わせてはならず、当該第三者が暴力団等であることが判明したときは、直ちにその旨を県に報告しなければならない。
- 4 事業者は、担当業務を第三者に行わせた場合において、当該第三者が暴力団等であることが判明したときは、直ちにその旨を県に報告し、当該第三者との契約を解除しなければならない。
- 5 事業者は、本事業の実施に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求（以下この号において「不当介入」という。）を受けたときは、直ちにその旨を県に報告し、及び警察に届け出て、捜査に必要な協力を行わなければならない。担当業務を第三者に行わせる場合において、当該第三者が暴力団等から不当介入を受けたときも、同様とする。
- 6 県は、事業者が、担当業務を第三者に行わせる場合において、当該第三者が暴力団等であることが判明したときは、当該事業者に対し、当該第三者との間で契約を締結しないよう、既に当該第三者と契約を締結している場合にあっては、当該契約を解除するよう、求めることができる。

（第三者に生じた損害）

- 第9条 事業者が第3条第1項各号に定める業務を履行する過程で、又は履行した結果、第三者に損害が発生したときは、本事業契約に他に特段の定めがない限り、事業者がその損害を賠償しなければならない。但し、かかる損害のうち、県の責めに帰すべき事由により生じたものについては、県がこれを負担する。
- 2 不可抗力により第三者に損害が発生した場合の取扱いは、第15章（不可抗力）の規定に従う。

第2章 マネジメント業務

（マネジメント業務の実施）

- 第10条 事業者は、法令等、要求水準書及び業務計画書に基づき、自己の費用と責任において、次の各号に定めるマネジメント業務を行うものとする。事業者は、マネジメント業務に関する一切の責任を負担する。
- (1) 点検・診断、詳細調査（診断）、補修設計、修繕工事、工事監理の統括業務
 - (2) 橋梁ごとの維持管理要領等の見直し検討・提案業務
 - (3) 県との情報共有及びモニタリング業務
 - (4) 周知・広報等業務
 - (5) 情報管理業務
 - (6) 引継ぎ業務
- 2 事業者は、マネジメント業務の着手前に、要求水準書及び提案書等に基づき、業務計画書を作成し、県の承諾を得るものとする。
 - 3 県は、前項の業務計画書を承認したことを理由として、本事業の全部又は一部について何ら責任も負担するものではない。

(第三者の使用)

第11条 事業者は、マネジメント業務をマネジメント企業に委託しなければならない。

2 事業者は、マネジメント企業が、マネジメント業務を第三者に委託する場合は、当該第三者の名称、所在地、代表者名および再委託をさせる業務内容を記載した書面を添付して、当該再委託業務の着手前までに県に届け出てその承諾を得なければならない。但し、事業者は、第三者がマネジメント業務の全部又は大部分を受託することがないようにしなければならない。なお、本項は、当該第三者がさらに別の第三者にマネジメント業務の一部を委託する等して、さらなる下位の再受託者が現れる場合のすべてに適用する。

3 マネジメント企業及び前項に記載の第三者への委託はすべて事業者の責任において行うものとし、当該第三者の責めに帰すべき事由は、すべて事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

(県に対する報告及び協議等)

第12条 事業者は、マネジメント業務に関し、関係官公署等と協議を行ったときは、その内容について県に報告するものとする。

2 事業者は、県の担当者と十分な打合せによりマネジメント業務を実施するものとし、打合せの結果については、記録等により適宜県に報告することとする。

3 県は、前二項にかかわらず、マネジメント業務の状況について、随時事業者から報告を受けることができるものとする。

4 県は、前三項に定める報告を受けたことを理由として、本事業の全部又は一部について何ら責任も負担するものではない。

(県によるマネジメント業務の変更)

第13条 県は、必要があると認める場合、マネジメント業務の変更を事業者に対して求めることができる。事業者は、当該変更の要求を受けてから14日以内に検討の結果を県に通知しなければならない。

2 県の求めによりマネジメント業務の変更をする場合において、当該変更により事業者の費用に増減が生じたときは、県は、合理的範囲内で当該増加費用相当分を第56条（対価の支払い）記載のサービス対価とは別に追加負担し、又は当該減少費用相当分について第56条（対価の支払い）記載のサービス対価から減額するものとする。但し、県の求める変更が、事業者の実施した業務の成果の誤りまたは内容の不足に起因する場合は、事業者が当該追加費用を負担する。

(事業者によるマネジメント業務の変更)

第14条 事業者は、県の承諾を得た場合を除き、業務計画書に記載したマネジメント業務の内容の変更を行うことはできないものとする。

2 事業者は、不可抗力又は法令等の変更以外で必要があると認める場合は、変更の必要性及び変更内容を記載した書面を交付して、県に対し業務計画書に記載したマネジメント業務の変更の承諾を求めることができる。この場合、県は、当該変更について、事業者と協議することができるものとする。

- 3 事業者は、前項による県の承諾を得てマネジメント業務の変更を行った場合、当該変更により事業者の費用が増加したときは、事業者が当該増加費用相当分を負担し、事業者の費用が減少したときは、県は当該減少費用相当分について第56条（対価の支払い）記載のサービス対価から減額するものとする。
- 4 法令等の変更によるマネジメント業務の変更については、第73条（法令等の変更による追加費用・損害の扱い）、不可抗力によるマネジメント業務の変更については、第75条（不可抗力による追加費用・損害の扱い）に従うものとする。

第3章 維持補修業務

（維持補修業務の実施）

第15条 事業者は、法令等、要求水準書及び業務計画書に基づき、自己の費用と責任において、次の各号に定める維持補修業務を行うものとする。事業者は、維持補修業務に関する一切の責任を負担する。

- （1） 路面・道路工作物等の保守及び応急措置業務
- （2） 機械電気保守・点検業務

- 2 事業者は、維持補修業務の着手前に、要求水準書及び提案書等に基づき、業務計画書及び簡易補修実施計画を作成し、県の承諾を得るものとする。
- 3 県は、前項の業務計画書及び簡易補修実施計画を承認したことを理由として、本事業の全部又は一部について何ら責任も負担するものではない。

（第三者の使用）

第16条 事業者は、維持補修業務を維持補修企業に委託しなければならない。

- 2 事業者は、維持補修企業が、維持補修業務を第三者に委託する場合は、当該第三者の名称、所在地、代表者名および再委託をさせる業務内容を記載した書面を添付して、当該再委託業務の着手前までに県に届け出てその承諾を得なければならない。但し、事業者は、第三者が維持補修業務の全部又は大部分を受託することがないようにしなければならない。なお、本項は、当該第三者がさらに別の第三者に維持補修業務の一部を委託する等して、さらなる下位の再受託者が現れる場合のすべてに適用する。
- 3 維持補修企業及び前項に記載の第三者への委託はすべて事業者の責任において行うものとし、当該第三者の責めに帰すべき事由は、すべて事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

（県に対する報告及び協議等）

第17条 事業者は、維持補修業務に関し、関係官公署等と協議を行ったときは、その内容について県に報告するものとする。

- 2 事業者は、県の担当者と十分な打合せにより維持補修業務を実施するものとし、打合せの結果については、記録等により適宜県に報告することとする。
- 3 県は、前二項にかかわらず、維持補修業務の状況について、随時事業者から報告を受けるこ

とができるものとする。

- 4 県は、前三項に定める報告を受けたことを理由として、本事業の全部又は一部について何ら責任も負担するものではない。

(県による維持補修業務の変更)

第18条 県は、必要があると認める場合、維持補修業務の変更を事業者に対して求めることができる。事業者は、当該変更の要求を受けてから14日以内に検討の結果を県に通知しなければならない。

- 2 県の求めにより維持補修業務の変更をする場合において、当該変更により事業者の費用に増減が生じたときは、県は、合理的範囲内で当該増加費用相当分を第56条（対価の支払い）記載のサービス対価とは別に追加負担し、又は当該減少費用相当分について第56条（対価の支払い）記載のサービス対価から減額するものとする。但し、県の求める変更が、事業者の実施した業務の成果の誤りまたは内容の不足に起因する場合は、事業者が当該追加費用を負担する。

(事業者による維持補修業務の変更)

第19条 事業者は、県の承諾を得た場合を除き、業務計画書に記載した維持補修業務の内容の変更を行うことはできないものとする。

- 2 事業者は、不可抗力又は法令等の変更以外で必要があると認める場合は、変更の必要性及び変更内容を記載した書面を交付して、県に対し業務計画書に記載した維持補修業務の変更の承諾を求めることができる。この場合、県は、当該変更について、事業者と協議することができるものとする。
- 3 事業者は、前項による県の承諾を得て維持補修業務の変更を行った場合、当該変更により事業者の費用が増加したときは、事業者が当該増加費用相当分を負担し、事業者の費用が減少したときは、県は当該減少費用相当分について第56条（対価の支払い）記載のサービス対価から減額するものとする。
- 4 法令等の変更による維持補修業務の変更については、第73条（法令等の変更による追加費用・損害の扱い）、不可抗力による維持補修業務の変更については、第75条（不可抗力による追加費用・損害の扱い）に従うものとする。

第4章 点検・診断業務

(点検・診断業務の実施)

第20条 事業者は、法令等、要求水準書及び業務計画書に基づき、自己の費用と責任において、次の各号に定める点検・診断業務を行うものとする。事業者は、点検・診断業務に関する一切の責任を負担する。

- (1) 1年点検（定点観測）業務
- (2) 5年点検（詳細点検）業務
- (3) 異常時点検業務
- (4) 計画修繕工事以外の修繕の提案

- 2 事業者は、点検・診断業務の着手前に、要求水準書及び提案書等に基づき、業務計画書及び年間点検計画書を作成し、県の承諾を得るものとする。
- 3 県は、前項の業務計画書及び年間点検計画書を承認したことを理由として、本事業の全部又は一部について何ら責任も負担するものではない。

(第三者の使用)

第21条 事業者は、点検・診断業務を点検・診断企業に委託しなければならない。

- 2 事業者は、点検・診断企業が、点検・診断業務を第三者に委託する場合は、当該第三者の名称、所在地、代表者名および再委託をさせる業務内容を記載した書面を添付して、当該再委託業務の着手前までに県に届け出てその承諾を得なければならない。但し、事業者は、第三者が点検・診断業務の全部又は大部分を受託することがないようにしなければならない。なお、本項は、当該第三者がさらに別の第三者に点検・診断業務の一部を委託する等して、さらなる下位の再受託者が現れる場合のすべてに適用する。
- 3 点検・診断企業及び前項に記載の第三者への委託はすべて事業者の責任において行うものとし、当該第三者の責めに帰すべき事由は、すべて事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

(県に対する報告及び協議等)

第22条 事業者は、点検・診断業務に関し、関係官公署等と協議を行ったときは、その内容について県に報告するものとする。

- 2 事業者は、県の担当者と十分な打合せにより点検・診断業務を実施するものとし、打合せの結果については、記録等により適宜県に報告することとする。
- 3 県は、前二項にかかわらず、点検・診断業務の状況について、随時事業者から報告を受けることができるものとする。
- 4 県は、前三項に定める報告を受けたことを理由として、本事業の全部又は一部について何ら責任も負担するものではない。

(県による点検・診断業務の変更)

第23条 県は、必要があると認める場合、点検・診断業務の変更を事業者に対して求めることができる。事業者は、当該変更の要求を受けてから14日以内に検討の結果を県に通知しなければならない。

- 2 県の求めにより点検・診断業務の変更をする場合において、当該変更により事業者の費用に増減が生じたときは、県は、合理的範囲内で当該増加費用相当分を第56条（対価の支払い）記載のサービス対価とは別に追加負担し、又は当該減少費用相当分について第56条（対価の支払い）記載のサービス対価から減額するものとする。但し、県の求める変更が、事業者の実施した業務の成果の誤りまたは内容の不足に起因する場合は、事業者が当該追加費用を負担する。

(事業者による点検・診断業務の変更)

第24条 事業者は、県の承諾を得た場合を除き、業務計画書に記載した点検・診断業務の内容

の変更を行うことはできないものとする。

- 2 事業者は、不可抗力又は法令等の変更以外で必要があると認める場合は、変更の必要性及び変更内容を記載した書面を交付して、県に対し業務計画書に記載した点検・診断業務の変更の承諾を求めることができる。この場合、県は、当該変更について、事業者と協議することができるものとする。
- 3 事業者は、前項による県の承諾を得て点検・診断業務の変更を行った場合、当該変更により事業者の費用が増加したときは、事業者が当該増加費用相当分を負担し、事業者の費用が減少したときは、県は当該減少費用相当分について第56条（対価の支払い）記載のサービス対価から減額するものとする。
- 4 法令等の変更による点検・診断業務の変更については、第73条（法令等の変更による追加費用・損害の扱い）、不可抗力による点検・診断業務の変更については、第75条（不可抗力による追加費用・損害の扱い）に従うものとする。

第5章 詳細調査（診断）業務

（詳細調査（診断）業務の実施）

- 第25条 事業者は、点検・診断業務の結果を受け、詳細調査の必要性が生じた場合に、法令等、要求水準書、業務計画書及び調査計画書を遵守のうえ、自己の費用と責任において、詳細調査（診断）業務を行うものとする。事業者は、詳細調査（診断）業務に関する一切の責任を負担する。
- 2 事業者は、詳細調査（診断）業務の着手前に、要求水準書及び提案書等に基づき、業務計画書及び調査計画書を作成し、県の承諾を得るものとする。
 - 3 県は、前項の業務計画書及び調査計画書を承認したことを理由として、本事業の全部又は一部について何ら責任も負担するものではない。

（第三者の使用）

- 第26条 事業者は、詳細調査（診断）業務を点検・診断企業または設計企業に委託しなければならない。
- 2 事業者は、点検・診断企業または設計企業が、詳細調査（診断）業務を第三者に委託する場合は、当該第三者の名称、所在地、代表者名および再委託をさせる業務内容を記載した書面を添付して、当該再委託業務の着手前までに県に届け出てその承諾を得なければならない。但し、事業者は、第三者が詳細調査（診断）業務の全部又は大部分を受託することがないようにしなければならない。なお、本項は、当該第三者がさらに別の第三者に詳細調査（診断）業務の一部を委託する等して、さらなる下位の再受託者が現れる場合のすべてに適用する。
 - 3 点検・診断企業または設計企業及び前項に記載の第三者への委託はすべて事業者の責任において行うものとし、当該第三者の責めに帰すべき事由は、すべて事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

（県に対する報告及び協議等）

第27条 事業者は、詳細調査（診断）業務に関し、関係官公署等と協議を行ったときは、その内容について県に報告するものとする。

2 事業者は、県の担当者と十分な打合せにより詳細調査（診断）業務を実施するものとし、打合せの結果については、記録等により適宜県に報告することとする。

3 県は、前二項にかかわらず、詳細調査（診断）業務の状況について、随時事業者から報告を受けることができるものとする。

4 県は、前三項に定める報告を受けたことを理由として、本事業の全部又は一部について何ら責任も負担するものではない。

（県による詳細調査（診断）業務の変更）

第28条 県は、必要があると認める場合、詳細調査（診断）業務の変更を事業者に対して求めることができる。事業者は、当該変更の要求を受けてから14日以内に検討の結果を県に通知しなければならない。

2 県の求めにより詳細調査（診断）業務の変更をする場合において、当該変更により事業者の費用に増減が生じたときは、県は、合理的範囲内で当該増加費用相当分を第56条（対価の支払い）記載のサービス対価とは別に追加負担し、又は当該減少費用相当分について第56条（対価の支払い）記載のサービス対価から減額するものとする。但し、県の求める変更が、事業者の実施した業務の成果の誤りまたは内容の不足に起因する場合は、事業者が当該追加費用を負担する。

（事業者による詳細調査（診断）業務の変更）

第29条 事業者は、県の承諾を得た場合を除き、業務計画書に記載した詳細調査（診断）業務の変更を行うことはできないものとする。

2 事業者は、不可抗力又は法令等の変更以外で必要があると認める場合は、変更の必要性及び変更内容を記載した書面を交付して、県に対し業務計画書に記載した詳細調査（診断）業務の変更の承諾を求めることができる。この場合、県は、当該変更について、事業者と協議することができるものとする。

3 事業者は、前項による県の承諾を得て詳細調査（診断）業務の変更を行った場合、当該変更により事業者の費用が増加したときは、事業者が当該増加費用相当分を負担し、事業者の費用が減少したときは、県は当該減少費用相当分について第56条（対価の支払い）記載のサービス対価から減額するものとする。

4 法令等の変更による詳細調査（診断）業務の変更については、第73条（法令等の変更による追加費用・損害の扱い）、不可抗力による詳細調査（診断）業務の変更については、第75条（不可抗力による追加費用・損害の扱い）に従うものとする。

第6章 補修設計業務

（補修設計業務の実施）

第30条 事業者は、点検・診断業務、詳細調査（診断）業務及び県が提供する既往資料をもと

に、法令等、要求水準書及び業務計画書を遵守のうえ、自己の費用と責任において、補修設計業務を行うものとする。事業者は、補修設計業務に関する一切の責任を負担する。

- 2 事業者は、補修設計業務の着手前に、要求水準書及び提案書等に基づき、業務計画書を作成し、県の承諾を得るものとする。
- 3 県は、前項の業務計画書を承認したことを理由として、本事業の全部又は一部について何ら責任も負担するものではない。

(第三者の使用)

第31条 事業者は、補修設計業務を設計企業に委託しなければならない。

- 2 事業者は、設計企業が、補修設計業務を第三者に委託する場合は、当該第三者の名称、所在地、代表者名および再委託をさせる業務内容を記載した書面を添付して、当該再委託業務の着手前までに県に届け出てその承諾を得なければならない。但し、事業者は、第三者が補修設計業務の全部又は大部分を受託することがないようにしなければならない。なお、本項は、当該第三者がさらに別の第三者に補修設計業務の一部を委託する等して、さらなる下位の再受託者が現れる場合のすべてに適用する。
- 3 設計企業及び前項に記載の第三者への委託はすべて事業者の責任において行うものとし、当該第三者の責めに帰すべき事由は、すべて事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

(県に対する報告及び協議等)

第32条 事業者は、補修設計業務に関し、関係官公署等と協議を行ったときは、その内容について県に報告するものとする。

- 2 事業者は、県の担当者と十分な打合せにより補修設計業務を実施するものとし、打合せの結果については、記録等により適宜県に報告することとする。
- 3 県は、前二項にかかわらず、補修設計業務の状況について、随時事業者から報告を受けることができるものとする。
- 4 県は、前三項に定める報告を受けたことを理由として、本事業の全部又は一部について何ら責任も負担するものではない。

(県による補修設計業務の変更)

第33条 県は、必要があると認める場合、補修設計業務の変更を事業者に対して求めることができる。事業者は、当該変更の要求を受けてから14日以内に検討の結果を県に通知しなければならない。

- 2 県の求めにより補修設計業務の変更をする場合において、当該変更により事業者の費用に増減が生じたときは、県は、合理的範囲内で当該増加費用相当分を第56条（対価の支払い）記載のサービス対価とは別に追加負担し、又は当該減少費用相当分について第56条（対価の支払い）記載のサービス対価から減額するものとする。但し、県の求める変更が、事業者の実施した業務の成果の誤りまたは内容の不足に起因する場合は、事業者が当該追加費用を負担する。

(事業者による補修設計業務の変更)

第34条 事業者は、県の承諾を得た場合を除き、提案書等に記載した補修設計業務の変更を行うことはできないものとする。

- 2 事業者は、不可抗力又は法令等の変更以外で必要があると認める場合は、変更の必要性及び変更内容を記載した書面を交付して、県に対し提案書等に記載した補修設計業務の変更の承諾を求めることができる。この場合、県は、当該変更について、事業者と協議することができるものとする。
- 3 事業者は、前項による県の承諾を得て補修設計業務の変更を行った場合、当該変更により事業者の費用が増加したときは、事業者が当該増加費用相当分を負担し、事業者の費用が減少したときは、県は当該減少費用相当分について第56条（対価の支払い）記載のサービス対価から減額するものとする。
- 4 法令等の変更による補修設計業務の変更については、第73条（法令等の変更による追加費用・損害の扱い）、不可抗力による補修設計業務の変更については、第75条（不可抗力による追加費用・損害の扱い）に従うものとする。

第7章 修繕工事業務

（修繕工事業務の実施）

- 第35条 事業者は、修繕工事業務の着手前に施工計画書（実施体制、本件工事の工事竣工予定日、全体工程表及び各工程における施工方法についての計画を含む。以下同じ。）を作成し、県に提出するものとする。施工計画書の提出後に修正が必要となった場合、事業者は、県と協議し、県の確認を得たうえで、これを修正し、遅滞なく修正後の施工計画書を県に提出するものとする。
- 2 事業者は、本事業契約、要求水準書、補修設計図書、及び施工計画書に従って、本件工事を行う。本件工事を完了するために必要な一切の方法については、事業者が自己の責任において定めるものとする。
 - 3 事業者は、別途県との間の協議により定める期限までに月間工程表及び週間工程表を作成し、県に提出するものとする。月間工程表及び週間工程表の提出後に修正が必要となった場合、事業者は、適宜これを修正し、遅滞なく修正後の月間工程表及び週間工程表を県に提出するものとする。
 - 4 事業者は、本件工事の全体工程表、月間工程表及び週間工程表記載の日程に従い工事を遂行するものとする。
 - 5 事業者は、使用する資材について、本件工事の着工前に県の確認を受けることとし、確認する材料については、県と協議のうえで、材料リストを県へ提出するものとする。
 - 6 県は、本条の協議、確認を理由として、本事業の全部又は一部について何らの責任も負担するものではない。

（第三者の使用）

第36条 事業者は、本件工事を工事企業に請け負わせなければならない。

- 2 事業者は、工事企業が、本件工事を第三者に下請負をさせる場合は、当該第三者の名称、所

在地、代表者名および下請負をさせる工事内容を記載した書面を添付して、当該下請工事の着手前までに県に届け出てその承諾を得なければならない。但し、事業者は、第三者が本件工事の全部又は大部分を請け負うことがないようにしなければならない。なお、本項は、当該第三者がさらに別の第三者に本件工事の一部を下請負させる等して、さらなる下位の下請負人が現れる場合のすべてに適用する。

- 3 工事企業及び前項の第三者の使用はすべて事業者の責任において行うものとし、請負人その他本件工事に関して事業者が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

(県に対する報告及び協議等)

第37条 事業者は、修繕工事業務に関し、関係官公署等と協議を行ったときは、その内容について県に報告するものとする。

- 2 事業者は、県の担当者と十分な打合せにより修繕工事業務を実施するものとし、打合せの結果については、記録等により適宜県に報告することとする。
- 3 県は、前二項にかかわらず、修繕工事業務の状況について、随時事業者から報告を受けることができるものとする。
- 4 県は、前三項に定める報告を受けたことを理由として、本事業の全部又は一部について何ら責任も負担するものではない。

(県による説明要求及び立会い)

第38条 県は、本件工事の進捗状況及び施工状況について、事業者からその営業時間中いつでも報告を受けることができるものとする。

- 2 県は、本件工事が募集要項等、提案書等、設計図書及び施工計画書のとおりを実施されていることを確認するため、本件工事の状況その他県が必要とする事項について、事業者に事前に通知したうえで、事業者又は請負人（すべての下請負人を含む。）に対してその説明を求めることができるものとする。
- 3 前二項に規定する報告又は説明の結果、本件工事が要求水準を逸脱していることが判明した場合、県は事業者に対してその是正を求めることができ、事業者は自らの費用と責任をもってこれに従わなければならない。
- 4 前項の是正要求に対し、事業者は意見陳述を行うことができ、客観的に合理性が認められる場合は、県は是正要求を撤回する。
- 5 事業者は、工事期間中に事業者が行う本件工事についての検査又は試験について、事前に県に対して通知するものとする。なお、県は、当該検査又は試験に立会うことができるものとする。
- 6 県は、工事期間中、事前の通知なしに本件工事に立会うことができるものとする。
- 7 県は、本条に規定する説明又は報告の受領、本件工事の立会いを理由として、本事業の全部又は一部について何らの責任も負担するものではない。

(中間確認)

第39条 本件工事が募集要項等、提案書等、設計図書及び施工計画書のとおりを実施されてい

ることを確認するために、県は、工事期間中、必要な事項に関する中間確認を実施することができる。

- 2 県は、前項に規定する中間確認の実施を理由として、本件工事の全部又は一部について何らの責任も負担するものではない。
- 3 中間確認の結果、本件工事が要求水準を逸脱していることが判明した場合、県は事業者に対してその是正を求めることができ、事業者は自らの費用と責任をもってこれに従わなければならない。
- 4 前項の是正要求に対し、事業者は意見陳述を行うことができ、客観的に合理性が認められる場合は、県は是正要求を撤回する。

(事業者による完了確認)

第40条 事業者は、自己の責任及び費用において、本件工事の完了確認及び対象橋梁の設備等の検査を行うものとする。事業者は、それぞれの検査の日程を、検査実施の7日前までに県に対して通知しなければならない。

- 2 県は、事業者が前項の規定に従い行う完了確認及び設備等の検査への立会いができるものとする。なお、県は、必要と認める場合は、事業者をして、必要最低限の破壊検査を行わせることができるものとする。
- 3 事業者は、第1項の完了確認において、本件工事が募集要項等、提案書等、設計図書及び施工計画書のとおり完成しているか否かについて確認し、県に対して本件工事の完了確認の結果に関する書類の写し及び完成図書を添えて提出する。
- 4 事業者は、前項に基づき完成図書を県に提出した後事業期間終了までの間、完成図書の内容を変更する必要があるときは、速やかに当該変更箇所を記載した書面を県に提出するものとする。
- 5 県は、本条に規定する検査への立会い及び検査結果の報告を受けたことを理由として、本事業の全部又は一部について何らの責任も負担するものではない。

(事業期間終了時の工事完成検査)

第41条 県は、事業期間の終了に際し、事業者に対して検査日を報告し、工事完成検査を行うものとする。

- 2 工事完成検査は、県及び工事企業の臨場の上、工事目的物を対象として設計図書と対比し、工事の出来形、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ、工事管理状況に関する書類、記録及び写真等について検査を行うものとする。なお、完成検査時点での要求性能に適合していることの確認が極めて困難である場合など、県が必要と認めた時には、施工の各段階において、事業者の業務内容が、要求性能及び設計図書等に基づいているかの確認を行う。
- 3 検査方法については、事業者にて提案し、県の下承を得るものとする。
- 4 県が現地における確認を行う場合は、事業者は立ち会うものとする。
- 5 県は、工事完成検査の結果、本施設及び成果物が要求水準書のとおり完成していることを確認した場合には、速やかに完成通知書を事業者に対して通知する。
- 6 県は、本条に規定する工事完成検査の実施及び事業者の報告及び説明を受けたことを理由として、本事業の全部又は一部について何らの責任も負担するものではない。

(工事竣工日の遅延損害金)

第42条 事業者は、本件工事の工事竣工日が施工計画書に定める工事竣工予定日より遅延することが見込まれる場合には、直ちに当該遅延の原因を通知するとともに、速やかにその対応計画を県に提出しなければならない。

2 本件工事の工事竣工日が、事業者の責めに帰すべき事由により工事竣工予定日より遅れた場合、事業者は県に対して、修繕工事業務費（サービス対価C）につき遅延日数に応じて第81条（延滞利息）第2項に定める割合で計算した約定遅延損害金及び県に生じた損害が約定遅延損害金の額を超過する場合にはこの超過分相当額の賠償金をあわせて支払わなければならない。

3 県の責めに帰すべき事由によって本件工事の工事竣工日が工事竣工予定日より遅延し、事業者が増加費用又は損害が発生した場合、県は、合理的な範囲で当該増加費用又は損害を負担するものとする。

4 法令等の変更又は不可抗力により、本件工事の工事竣工日が工事竣工予定日より遅延した場合の措置については、第14章（法令等の変更）及び第15章（不可抗力）に従う。

(工事期間の変更)

第43条 県が事業者に対して工事期間の変更を請求した場合、県と事業者は協議により当該変更の可否を定めるものとする。

2 事業者が不可抗力事由又は事業者の責めに帰すことのできない事由により工事期間を遵守できないことを理由として工事期間の変更を請求した場合、県と事業者は協議により当該変更の可否を定めるものとする。

3 前二項において、県と事業者の間において協議が調わない場合、県が合理的な工事期間を定めるものとし、事業者はこれに従わなければならない。

(工事の中止)

第44条 県は、必要があると認める場合、その理由を事業者に通知したうえで、本件工事の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 県は、前項に従い本件工事の全部又は一部を一時中止させた場合、必要があると認めるときは工事期間を変更することができる。

(工事の中止又は工事期間の変更による費用等の負担)

第45条 県は、県の責めに帰すべき事由により本件工事を中止し又は工事期間を変更した場合、当該工事の中止又は工事期間の変更によって県に生じた追加費用又は損害及び事業者が生じた合理的な追加費用又は損害を第56条（対価の支払い）記載のサービス対価とは別に負担しなければならない。但し、事業者は、当該追加費用又は損害の内訳及びこれを証する書類を添えて県に請求するものとする。

2 事業者は、事業者の責めに帰すべき事由により本件工事を中止し又は工事期間を変更した場合、当該工事の中止又は工事期間変更によって事業者が生じた追加費用又は損害及び県に生じた合理的な追加費用又は損害を負担しなければならない。

3 法令等の変更により本件工事が中止され又は工事期間が変更された場合、当該工事の中止又

は工事期間の変更に因って県及び事業者が生じた追加費用又は損害の負担については、第73条（法令等の変更による追加費用・損害の扱い）によるものとする。

- 4 不可抗力により本件工事が中止され又は工事期間が変更された場合、当該工事の中止又は工事期間変更に因って県及び事業者が生じた追加費用又は損害の負担については、第75条（不可抗力による追加費用・損害の扱い）によるものとする。

（県による修繕工事業務の変更）

第46条 県は、必要があると認める場合、修繕工事業務の変更を事業者に対して求めることができる。事業者は、当該変更の要求を受けてから14日以内に検討の結果を県に通知しなければならない。

- 2 県の求めにより修繕工事業務の変更をする場合において、当該変更により事業者の費用に増減が生じたときは、県は、合理的範囲内で当該増加費用相当分を第56条（対価の支払い）記載のサービス対価とは別に追加負担し、又は当該減少費用相当分について第56条（対価の支払い）記載のサービス対価から減額するものとする。但し、県の求める変更が、事業者の実施した業務の成果の誤りまたは内容の不足に起因する場合は、事業者が当該追加費用を負担する。

（事業者による修繕工事業務の変更）

第47条 事業者は、県の承諾を得た場合を除き、提案書等に記載した修繕工事業務の変更を行うことはできないものとする。

- 2 事業者は、不可抗力又は法令等の変更以外で必要があると認める場合は、変更の必要性及び変更内容を記載した書面を交付して、県に対し提案書等に記載した修繕工事業務の変更の承諾を求めることができる。この場合、県は、当該変更について、事業者と協議することができるものとする。
- 3 事業者は、前項による県の承諾を得て修繕工事業務の変更を行った場合、当該変更により事業者の費用が増加したときは、事業者が当該増加費用相当分を負担し、事業者の費用が減少したときは、県は当該減少費用相当分について第56条（対価の支払い）記載のサービス対価から減額するものとする。
- 4 法令等の変更による修繕工事業務の変更については、第73条（法令等の変更による追加費用・損害の扱い）、不可抗力による修繕工事業務の変更については、第75条（不可抗力による追加費用・損害の扱い）に従うものとする。

（本件工事中に事業者が第三者に与えた損害）

第48条 事業者が本件工事に関し第三者に損害を与えた場合、事業者は、法令に基づき当該損害を当該第三者に対して賠償しなければならない。但し、当該損害のうち当該第三者又は県の責めに帰すべき理由により生じたものを除く。

（契約不適合責任）

第49条 県は、対象橋梁の及び事業者により対象橋梁に設置された機器、器具等が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があるときは、事業者に対し、目的物の修補による履行の追完を請求し、又は追完に代え若しくは追完とともに損

害の賠償を請求することができる。

- 2 前項の場合において、事業者は、県に不相当な負担を課するものでないときは、県が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、県が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、県は、その不適合の程度に応じてサービス対価の減額を請求することができる。但し、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちにサービス対価の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 事業者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、事業者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、県がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 4 事業者は、第1項に定める履行の追完を完了したときは、県による本事業契約のとおり履行の追完が完成していることの検査を受けなければならない。
- 5 県は、引き渡された目的物に関し、事業期間の終了日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、サービス対価の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。
- 6 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して行う。
- 7 県が第5項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第10項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を事業者に通知した場合において、県が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 8 県は、第5項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法（明治29年法律第89号。その後の変更を含む。）の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要なと認められる請求等を行うことができる。
- 9 第5項ないし第8項の規定は、契約不適合が事業者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する事業者の責任については、民法の定めるところによる。
- 10 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 11 県は、目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第5項の規定にかかわらず、その旨を直ちに事業者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。但し、事業者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 12 引き渡された目的物の契約不適合が支給材料の性質又は県の指図により生じたものであるときは、県は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。但し、事業者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 13 事業者は、工事企業をして、県に対し、本条による契約不適合の追完及び損害の賠償をな

すことについて保証させるべく、本事業契約締結後速やかに、別紙 2（保証書）の内容の様式による保証書を差し入れさせる。

（保険）

第 50 条 事業者又は工事企業は、自己の費用負担において、損害保険会社との間で、別紙 3（事業者が付保する保険）に記載する保険契約を締結しなければならない。保険契約の内容については、事前に県の確認を得るものとする。なお、事業者又は工事企業が付保する保険は別紙 3（事業者が付保する保険）のものに限定されない。

2 事業者又は工事企業は、本件工事開始の前日までに（当該保険が変更又は更新された場合には変更契約又は更新契約後、速やかに）、付保した保険に係る保険証券の写しを県に提出しなければならない。

第 8 章 工事監理業務

（工事監理業務の実施）

第 51 条 事業者は、法令及び要求水準を遵守のうえ、自己の費用と責任において、工事監理業務を行うものとする。事業者は、工事監理業務に関する一切の責任を負担する。

2 事業者は、工事監理業務の着手前に、要求水準書及び提案書等に基づき、業務計画書を作成し、県の承諾を得るものとする。

3 県は、前項の業務計画書を承認したことを理由として、本事業の全部又は一部について何ら責任も負担するものではない。

（第三者の使用）

第 52 条 事業者は、工事監理業務を工事監理企業に委託しなければならない。

2 事業者は、工事監理企業が、工事監理業務を第三者に委託する場合は、当該第三者の名称、所在地、代表者名および再委託をさせる業務内容を記載した書面を添付して、当該再委託業務の着手前までに県に届け出てその承諾を得なければならない。但し、事業者は、第三者が工事監理業務の全部又は大部分を受託することがないようにしなければならない。なお、本項は、当該第三者がさらに別の第三者に工事監理業務の一部を委託する等して、さらなる下位の再受託者が現れる場合のすべてに適用する。

3 工事監理企業及び前項に記載の第三者への委託はすべて事業者の責任において行うものとし、当該第三者の責めに帰すべき事由は、すべて事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

（県に対する報告及び協議等）

第 53 条 事業者は、工事監理業務に関し、関係官公署等と協議を行ったときは、その内容について県に報告するものとする。

2 事業者は、県の担当者と十分な打合せにより工事監理業務を実施するものとし、打合せの結果については、記録等により適宜県に報告することとする。

- 3 県は、前二項にかかわらず、工事監理業務の状況について、随時事業者から報告を受けることができるものとする。
- 4 県は、前三項に定める報告を受けたことを理由として、本事業の全部又は一部について何ら責任も負担するものではない。

(県による工事監理業務の変更)

- 第54条 県は、必要があると認める場合、工事監理業務の変更を事業者に対して求めることができる。事業者は、当該変更の要求を受けてから14日以内に検討の結果を県に通知しなければならない。
- 2 県の求めにより工事監理業務の変更をする場合において、当該変更により事業者の費用に増減が生じたときは、県は、合理的範囲内で当該増加費用相当分を第56条（対価の支払い）記載のサービス対価とは別に追加負担し、又は当該減少費用相当分について第56条（対価の支払い）記載のサービス対価から減額するものとする。但し、県の求める変更が、事業者の実施した業務の成果の誤りまたは内容の不足に起因する場合は、事業者が当該追加費用を負担する。

(事業者による工事監理業務の変更)

- 第55条 事業者は、県の承諾を得た場合を除き、提案書等に記載した工事監理業務の変更を行うことはできないものとする。
- 2 事業者は、不可抗力又は法令等の変更以外で必要があると認める場合は、変更の必要性及び変更内容を記載した書面を交付して、県に対し提案書等に記載した工事監理業務の変更の承諾を求めることができる。この場合、県は、当該変更について、事業者と協議することができるものとする。
 - 3 事業者は、前項による県の承諾を得て工事監理業務の変更を行った場合、当該変更により事業者の費用が増加したときは、事業者が当該増加費用相当分を負担し、事業者の費用が減少したときは、県は当該減少費用相当分について第56条（対価の支払い）記載のサービス対価から減額するものとする。
 - 4 法令等の変更による工事監理業務の変更については、第73条（法令等の変更による追加費用・損害の扱い）、不可抗力による工事監理業務の変更については、第75条（不可抗力による追加費用・損害の扱い）に従うものとする。

第9章 対価の支払及び改定等

(対価の支払)

- 第56条 県は、本事業契約の定めるところに従い、事業者に対して本事業実施の対価として、別紙4（対価の支払い及び改定方法）に定めるサービス対価を支払う。
- 2 サービス対価の支払方法は別紙4（対価の支払い及び改定方法）に定めるところによる。

(サービス対価の改定等)

- 第57条 県は、サービス対価について、別紙4（対価の支払い及び改定方法）に定めるところ

により金額の改定を行う。

第10章 モニタリング及び要求水準未達成に関する手続

(モニタリング及び要求水準未達成に関する手続)

第58条 県は、本事業の遂行を確保するため、別紙5（モニタリング手順書）の規定に基づき、本事業に係る各業務につきモニタリングを行う。

2 モニタリングの結果、事業者による本事業の遂行が要求水準書及び提案書等を満たさないと県が判断した場合には、県は、別紙5（モニタリング手順書）に従って、本事業の各業務につき、必要な措置を行う。

3 事業者は、本事業に関し、要求水準書及び提案書等を満たさない状況が生じ、かつ、これを事業者自らが認識した場合、その理由及び状況並びに対応方針等を直ちに県に対して報告し、及び説明しなければならない。

(サービス対価の支払留保)

第59条 県によるモニタリングの結果、事業者の業務内容が要求水準書及び提案書等を満たしていないと判断した場合には、県は、事業者に対するサービス対価の支払を留保することができる。

(サービス対価の減額)

第60条 県は、要求水準を達成していない場合に該当すると判断した場合、モニタリングの結果を踏まえて、別紙5（モニタリング手順書）の規定に基づき事業者に対してサービス対価の減額を求めることができる。

第11章 契約期間及び契約の終了並びに解除等

(契約期間)

第61条 本事業契約は、本事業契約の締結日から効力を生じ、事業期間の終了日をもって終了する。但し、事業者は、本事業契約の終了日時時点で負っていた本事業契約上の債務の履行義務を免れるものではない。

2 前項にかかわらず、県が事業期間の終了日から2年以内に本事業契約第50条（契約不適合責任）に基づく債務の履行を請求する場合には、当該債務が履行されるまでの間、本事業契約を有効とみなしてこれを適用する。

(事業者の債務不履行等による契約解除)

第62条 契約期間において、次の各号に掲げる事項が事業者に発生した場合は、県は、事業者に対して通知することにより本事業契約を解除することができる。

(1) 事業者が本事業の遂行を放棄し、30日間以上にわたりその状態が継続したとき。

(2) 事業者が、本事業契約の締結日を過ぎても各業務を開始せず、県が相当の期間を定めて

事業者に対して催告したにもかかわらず、事業者から県に対して県が満足すべき合理的説明がなされないとき。

- (3) 契約期間内に本事業を完了する見込みが明らかに存在しないと県が認めたとき。
- (4) 事業者に係る破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算手続開始その他の倒産法制上の手続について、事業者の取締役会でその申立てを決議したとき又は第三者（事業者の取締役を含む。）によりその申立てがなされたとき。
- (5) 事業者が県に対して虚偽の報告を行ったとき。
- (6) 事業者が要求水準書に違反し、県が相当の期間を定めて当該違反を是正すべき旨の勧告（なお、かかる勧告においては、事業者に対し、相当の期間を定めて是正策の提出及び当該是正策の実施を求めることができる。）を行ったにもかかわらず、当該期間内に当該違反が是正されなかったとき。
- (7) 事業者が、本事業契約に関して重大な法令違反を行ったとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、事業者が本事業契約に違反し、若しくは表明保証が真実でなく、その違反若しくは不実により本事業契約の目的を達することができないと県が認めたとき、又は事業者の財務状況の著しい悪化その他事業者の責めに帰すべき事由により、本事業契約の履行が困難であると県が認めたとき。
- (9) 事業者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）であると認められるとき。
 - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 事業者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、県が事業者に対して当該契約の解除を求め、事業者がこれに従わなかったとき。
- (10) 事業者が第8条（暴力団等の排除措置）第6項の規定による県の要求に従わなかったとき。
- (11) 第9号ないし前号に掲げるもののほか、事業者が正当な理由なく本事業契約に違反し、その違反により暴力団を利用する行為をし、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (12) 事業者または構成企業のいずれかについて、基本協定書第6条第5項各号のいずれかの

事由が生じたとき。

- 2 前項の場合において、県が被った損害の額が次条（契約が解除された場合等の違約金）第3項の違約金の額を超過する場合は、県は、かかる超過額について前項各号に該当した事業者に損害賠償請求を行うことができる。この場合における、履行保証保険による充当については同条（契約が解除された場合等の違約金）第4項を準用する。
- 3 本条により本事業契約が解除された場合、当該解除の効力は将来に向かってのみ生じ、当該解除時点までに生じた権利関係（履行済みの業務に対するサービス対価の支払義務を含むがこれに限られない。）は当該解除により影響を受けないものとする。
- 4 本条による解除がなされた場合において、既に県に提出されていた設計図書、本事業契約に関して県の要求に基づき作成された一切の書類について、県は、県の裁量により無償にて利用する権利権限を有し、これにつき、事業者は一切の異議を申し立てないものとする。設計図書の内容が、事業者又は第三者が特許権を保有する工法を採用しないと実現できない場合にあっては、事業者は、事業者又は第三者との関係で、県が設計図書の内容を実現する限りにおいて当該特許権又は工法を無償で使用するができるようにしなければならない。

（契約が解除された場合等の違約金）

第63条 次の各号のいずれかに該当する場合には、次の各号に該当した事業者は、第3項に定める金額を違約金として県の指定する期間内に支払う。ただし、基本協定第10条の規定に基づき県が違約金の請求を行った場合はこの限りではない。

- (1) 前条第1項の規定により本事業契約が解除された場合
 - (2) 事業者がその債務の履行を拒否し、又は事業者の責めに帰すべき事由によって事業者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号のいずれかに掲げる者が契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 事業者について、破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号。その後の変更を含む。）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 事業者について、更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号。その後の変更を含む。）の規定により選任された管財人
 - (3) 事業者について、再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号。その後の変更を含む。）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項に定める各号の事由に該当した場合の違約金額は、別紙4（対価の支払い及び改定方法）に定めるサービス対価A、サービス対価B、サービス対価Cの額の10%（前条第1項第7号及び第9号から第12号に該当する場合は20%）に相当する金額に消費税及び地方消費税の額を加えた金額とする。
- 4 前三項の規定にかかわらず、県が第71条（契約保証金等）に基づく履行保証保険金を受領し、又は銀行等による保証債務の履行を受けた場合（但し、前条第1項第7号及び第9号から第12号に該当する場合を除く。）には当該受領金等を違約金に充当する。

（県の債務不履行による契約解除）

第64条 契約期間において、県が、本事業契約上の重要な義務に違反し、かつ、県が事業者

よる通知の後60日以内に当該違反を是正しない場合、事業者は本事業契約を解除することができる。

- 2 前項に基づき本事業契約が解除された場合、県は、事業者に対し、当該解除により事業者が生じた追加費用及び損害（事業者の責めに帰すべき事由に起因するものを除く。）を、合理的な範囲で負担する。但し、事業者は、当該追加費用及び損害の内訳を記載した書面にこれを証する書類を添えて県に請求するものとする。
- 3 第62条（事業者の債務不履行等による契約解除）第3項及び第4項の規定は、本条の解除に準用する。
- 4 第1項に基づき本事業契約が解除された場合において、事業者が県に対して差し入れた契約保証金又はこれに代わる担保が返還されていないときは、契約終了後、事業者が県の定める窓口に預かり証を提出した後、県は事業者に対し、速やかに契約保証金又はこれに代わる担保を返還するものとする。

（県の任意解除権）

第65条 県は、本事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合又はその他県が必要と認める場合には、事業者に対して6か月以上前に通知を行うことにより、特段の理由を有することなく本事業契約を解除することができる。

- 2 第62条（事業者の債務不履行等による契約解除）第3項及び第4項の規定は本条の解除に準用する。
- 3 第1項に基づき本事業契約が解除された場合において、事業者が県に対して差し入れた契約保証金又はこれに代わる担保が返還されていないときは、契約終了後、事業者が県の定める窓口に預かり証を提出した後、県は事業者に対し、速やかに契約保証金又はこれに代わる担保を返還するものとする。

（法令等の変更又は不可抗力による契約解除）

第66条 契約期間において、本事業契約の締結後における法令等の変更又は不可抗力により、県が本事業の継続が困難と判断した場合又は本事業契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、県は、事業者と協議のうえ、本事業契約を解除することができる。

- 2 第62条（事業者の債務不履行等による契約解除）第3項及び第4項の規定は、本条の解除に準用する。
- 3 第1項に基づき本事業契約が解除された場合において、事業者が県に対して差し入れた契約保証金又はこれに代わる担保が返還されていないときは、契約終了後、事業者が県の定める窓口に預かり証を提出した後、県は事業者に対し、速やかに契約保証金又はこれに代わる担保を返還するものとする。

（契約解除の場合の出来形部分の買取）

第67条 第62条（事業者の債務不履行等による契約解除）第1項の場合において、対象橋梁の修繕工事の完了前に本事業契約が解除された場合、対象橋梁の出来形部分については、以下のとおりとする。

- (1) 県は、対象橋梁の修繕工事業務の出来形部分があるときは、その全部又は一部を検査の

上、出来形部分の出来高に応じた修繕工事業務費（サービス対価C）の未払額に、解除時点の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額にて買い受けることができ、当該対象橋梁の出来形部分の買受金額と上記違約金を対当額で相殺することにより決済することができる。

- (2) 県が、前号により対象橋梁の出来形部分の全部又は一部の買受けを決定し事業者に対してその旨通知した場合には、事業者は、直ちに仮設構造物を撤去するなど引渡しのために必要な措置を講じたうえで、当該対象橋梁の出来形部分を県に引き渡す。
- (3) 県が対象橋梁の出来形部分の全部又は一部を買い受けない場合、事業者は、自らの費用と責任により当該対象橋梁の出来形部分を撤去して対象橋梁を原状に回復しなければならない。事業者が、本項に従い速やかに原状回復を行わないときは、県は事業者に代わって原状回復を行うことができ（但し、県は係る事項について義務を負わない。）、事業者はこれに対し異議を申し出ることができず、県はこれに要した費用を事業者に求償することができる。

- 2 第64条（県の債務不履行による契約解除）から第65条（法令等の変更又は不可抗力による契約解除）の場合において、対象橋梁の修繕工事の完了前に本事業契約が解除された場合、県は、対象橋梁の出来形部分があるときは、その全部又は一部を検査の上、当該出来形部分の出来高に応じた修繕工事業務費（サービス対価C）の未払額に、解除時点の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額にて買い受けるものとする。なおこの場合、前項第2号を適用する。

（事業契約終了に際しての処置）

第68条 事業者は、事由の如何を問わず、本事業契約が終了した場合において、対象橋梁内に事業者が所有又は管理する工事材料、建設・業務機械器具、仮設物その他の物件があるときは、当該物件の処置につき県の指示に従わなければならない。

- 2 前項の場合において、事業者が正当な理由なく相当な期間内に前項の物件の処置につき県の指示に従わないときは、県は、事業者に代わって当該物件を処分、修復、又は片付けその他の適当な処置を行うことができる。この場合においては、事業者は、県の処置について異議を申し出ることができない。また、県が当該処置に要した費用を事業者は負担する。

- 3 事業者は、本事業契約が終了した場合において、その終了事由の如何にかかわらず、直ちに県に対し、県が、対象橋梁を維持管理、点検・診断等するために必要なすべての資料を引き渡さなければならない。

（終了手続の費用負担）

第69条 本事業の終了に際し、終了手続に伴い発生する諸費用等については、本事業契約に別段の定めがある場合を除き、事業者がこれを負担する。

第12章 表明・保証及び誓約

（事実の表明・保証及び誓約）

第70条 事業者は、県に対して、本事業契約締結日現在において、次の各号に掲げる事実を表明し、保証する。

- (1) 事業者が、日本国の法律に基づき適法に設立され、有効に存在する法人であり、かつ、自己の財産を所有し、本事業契約を締結し、及び本事業契約の規定に基づき義務を履行する権利能力を有していること。
- (2) 事業者による本事業契約の締結及び履行は、事業者の目的の範囲内の行為であり、事業者が本事業契約を締結し、履行することにつき法令上及び事業者の内部規則上要求されている一切の手続を履践したこと。
- (3) 本事業契約の締結及び本事業契約に基づく義務の履行は、事業者に適用のある法令及び事業者の内部規則に違反せず、事業者が当事者であり、若しくは事業者が拘束される契約その他の合意に違反せず、又は事業者に適用される判決、決定若しくは命令の条項に違反しないこと。
- (4) 本事業契約は、その締結により適法、有効かつ拘束力ある事業者の債務を構成し、本事業契約の規定に従い強制執行可能な事業者の債務が生じること。

第13章 契約保証金等

(契約保証金等)

第71条 事業者は、県に対して、本事業契約の締結と同時に、別紙4（対価の支払い及び改定方法）に定めるサービス対価A、サービス対価B、サービス対価Cの額の10%以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は次の各号のいずれかに掲げる担保の提供をもって代えることができる。

- (1) 事業者と保険会社との間における、県を被保険者とする履行保証保険契約の締結。
- (2) 事業者から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号に規定する財務大臣の指定する金融機関と県との間における、工事履行保証契約の締結。
- (3) 法令に基づき延納が認められる場合における、確実な担保の提供。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、県知事が特に必要があると認めたこと。

第14章 法令等の変更

(通知の付与及び協議)

第72条 事業者は、本事業契約が本契約となった日以降に法令等が変更されたことにより、要求水準書で提示された条件に従って本事業契約を履行できなくなった場合、その内容の詳細を直ちに県に対して通知しなければならない。

- 2 県は、本事業契約が本契約となった日以降に法令等が変更されたことにより、本事業契約上の義務の履行ができなくなった場合、その内容を直ちに事業者に対して通知する。
- 3 前二項の場合において、県及び事業者は、当該通知が発せられた日以降、本事業契約に基づく自己の義務が法令等に違反することとなったときは、当該法令等に違反する限りにおいて、

履行期日における当該義務の履行義務を免れる。但し、県及び事業者は、法令等の変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

- 4 県及び事業者は、第1項及び第2項の通知を受領した後、速やかに要求水準書その他の変更について協議する。かかる協議にもかかわらず、協議開始の日から30日以内に要求水準書等の変更について合意が成立しない場合は、県が法令等の変更に対する対応方法を事業者に対して通知し、事業者はこれに従い本事業を継続する。ただし、当該法令等の変更により、県が本事業の継続が困難と判断した場合又は本事業契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合には、県は、当該協議を経ることなく本事業契約を解除できる。

(法令等の変更による追加費用・損害の扱い)

第73条 法令等の変更により、本事業につき事業者に合理的な追加費用又は損害が発生した場合、当該追加費用又は損害の負担は、本事業契約に別段の規定がある場合を除き別紙6（法令変更による費用の負担割合）に従う。但し、本条における損害には、事業者の逸失利益は含まない。

第15章 不可抗力

(通知の付与及び協議)

第74条 事業者は、本事業契約が本契約となった日以降に生じた不可抗力により、要求水準書で提示された条件に従って本事業契約を履行できなくなった場合、その内容の詳細を直ちに県に通知しなければならない。

- 2 県は、本事業契約が本契約となった日以降に生じた不可抗力により、本事業契約上の義務の履行ができなくなった場合、その内容を直ちに事業者に対して通知する。
- 3 前二項の場合において、県及び事業者は、当該通知が発せられた日以降、当該不可抗力による履行不能の範囲において、本事業契約に基づく履行期日における履行義務を免れる。但し、県及び事業者は、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく適切な対応手順に従い、早急に対応措置をとり、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。
- 4 県及び事業者は、第1項及び第2項の通知を受領した後、当該不可抗力に対応するために速やかに要求水準書その他の変更について協議する。かかる協議にもかかわらず、協議開始の日から30日以内に要求水準書等の変更について合意が成立しない場合は、県が不可抗力に対する対応方法を事業者に対して通知し、事業者はこれに従い本事業を継続する。但し、当該不可抗力により、県が本事業の継続が困難と判断した場合又は本事業契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合には、県は、当該協議を経ることなく本事業契約を解除できる。

(不可抗力による追加費用・損害の扱い)

第75条 不可抗力により、本事業につき、事業者に合理的な追加費用又は損害が発生した場合、当該追加費用又は損害の負担は、本事業契約に別段の規定がある場合を除き、別紙7（不可抗力による合理的な範囲の増加費用及び損害の負担）に従う。但し、本条における損害に

は、事業者の逸失利益は含まない。

第16章 雑則

（経営状況の報告）

第76条 事業者は、事業期間の終了に至るまで、各事業年度の最終日から3か月以内に、以下の各号に掲げる書類を県に提出する。

(1) 当該事業年度における会社法第435条第2項に定める計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書

(2) 第1号に係る監査報告書の写し

2 事業者は、取締役会又は株主総会（臨時株主総会を含む。）の開催後速やかに当該取締役会又は株主総会（臨時株主総会を含む。）に係る議事録の写しを県に提出する。

（公租公課の負担）

第77条 本事業契約及びこれに基づき締結される合意に関連して生じる公租公課は、すべて事業者の負担とする。県は、事業者に対して本事業に係る対価並びにこれに対する消費税相当額及び地方消費税相当額を支払うほか、本事業契約に関連するすべての公租公課について、本事業契約に別段の定めのある場合を除き負担しない。本事業契約締結時点で県及び事業者に予測不可能であった新たな公租公課の負担が事業者に発生した場合には、その負担については、別紙6（法令変更による費用の負担割合）に従う。

（協議）

第78条 県及び事業者は、必要と認める場合は適宜、本事業契約に基づく一切の業務に関連する事項につき、相手方に対し協議を求めることができる。

（特許権等の使用）

第79条 事業者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護されている第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。但し、上記使用が県の指示による場合で、かつ、事業者が当該指示の不適當なことを過失なくして知らなかったため県に対しその旨指摘できなかった場合は、この限りでない。

（契約上の地位の譲渡）

第80条 県及び事業者は、本事業契約に別段の定めのあるほか、相手方の書面による承諾のある場合を除き、本事業契約上の地位及び権利義務を第三者に譲渡し、担保に提供し、又はその他の処分をしてはならない。

（延滞利息）

第81条 事業者は、県が本事業契約の各条項に基づき支払うべき金員を所定の期日までに支払

わないときは、当該未払金につき、支払期日の翌日から支払の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。その後の変更を含む。）に規定する財務大臣が指定する率により計算した遅延損害金を請求することができる。

- 2 県は、事業者が本事業契約の各条項に基づき支払うべき金員を所定の期日までに支払わないときは、当該未払い金につき、支払期日の翌日から支払の日までの日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号。その後の変更を含む。）第29条第1項に規定する財務大臣が定める率により計算した遅延損害金を請求することができる。

（秘密保持）

第82条 本事業契約の各当事者は、本事業又は本事業契約に関して知り得たすべての情報のうち次の各号に掲げるもの以外のもの（以下「秘密情報」という。）について守秘義務を負い、当該情報を第三者に開示又は漏洩してはならず、本事業契約の目的以外には使用しないことを確認する。

- (1) 開示の時に公知であるか、又は開示を受けた後被開示者の責めによらず公知となった情報
- (2) 開示者から開示を受ける以前に既に被開示者が自ら保有していた情報
- (3) 開示者が本協定に基づく守秘義務の対象としないことを承諾した情報
- (4) 開示者から開示を受けた後正当な権利を有する第三者から何らの守秘義務を課されることなく取得した情報
- (5) 裁判所等により開示が命ぜられた情報
- (6) 県が法令又は情報公開条例等に基づき開示する情報

- 2 本事業契約の各当事者は、相手方に本条と同等以上の守秘義務を負わせることを条件として（相手方が法律上の守秘義務を負う場合を除く。）、委託先や請負発注先等への見積依頼や契約の締結、融資金融機関からの資金調達、弁護士や公認会計士等への相談依頼等の際に、本事業の実施に必要な限りで第三者に秘密情報を開示することができる。

- 3 前項の場合において、本事業契約の各当事者は、秘密情報の開示を受けた第三者が当該秘密情報を目的外で使用するのしないよう適切な配慮をしなければならない。

（個人情報の保護等）

第83条 事業者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。その後の変更を含む。）、長崎県個人情報保護条例（平成13年条例第38号。その後の変更を含む。）、その他個人情報の保護に関するすべての関係法令等及び別紙8（個人情報取扱特記事項）記載の個人情報取扱特記事項を遵守し、本事業を遂行するに際して知り得た個人のプライバシーに関わる事実（以下「個人情報」という。）を漏洩してはならない。

- 2 事業者は、長崎県個人情報保護条例及び県の定めるその他個人情報保護に関する基準に合致する個人情報の安全管理体制を維持する。
- 3 事業者は、第三者に対して個人情報の取扱いを委託する必要がある場合は、当該第三者に対し、本条の義務と同等以上の義務を遵守させなければならない。
- 4 事業者若しくは事業者の委託する第三者が前三項の義務に違反したこと、又は、事業者若しくは事業者の委託する第三者の責めに帰すべき事由に起因して個人情報の漏洩等の事故が発生

したことによって、県が損害を被った場合、事業者は県に対し損害を賠償するとともに、県が必要と考える措置をとらなければならない。

(請求、通知等の様式その他)

第84条 本事業契約に基づく請求、通知、報告、説明、申出、届出、承諾、勧告、指導、催告、要請及び契約終了告知又は解除その他一切の相手方に対する意思の連絡は、他の方法によることにつき、県と事業者とが書面で合意した場合を除き、書面により行わなければならない。なお、県及び事業者は、通知等の宛先を各々相手方に対して別途通知する。

2 本事業契約の履行に関して、県及び事業者間で用いる計算単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号。その後の変更を含む。）に定めるものとする。

3 本事業契約上の期間の定めは、民法及び商法（明治32年法律第48号。その後の変更を含む。）が規定するところによるものとする。

4 本事業契約の履行に関して、県及び事業者間で用いる通貨単位は、日本円とする。

(解釈等)

第85条 県と事業者は、募集要項等及び提案書等の定めは、本事業につき、すべて本事業契約の契約内容を構成することを確認する。

2 前項記載の書類等及び基本協定書の間に記載の齟齬がある場合、本事業契約、基本協定書、募集要項等、提案書等の順にその解釈が優先する。但し、提案書等と提案書等に優先する書類等との間に齟齬がある場合で、提案書等に記載された要求水準が提案書等に優先する前項記載の書類等に記載されたものを上回るときは、その限度で提案書等の記載が優先するものとする。

3 前項記載の同一順位の書類等の記載内容に矛盾、齟齬が存在する場合には、その優先順位は県の選択によるものとする。但し、提案書等の記載内容に矛盾、齟齬が存在する場合には、県は、事業者と協議のうえ、かかる記載内容に関する事項を決定する。

(準拠法)

第86条 本事業契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

(管轄裁判所)

第87条 本事業契約に関する紛争は、長崎地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とするものとし、県及び事業者は、同裁判所の専属的管轄に服することに合意する。

(定めない事項)

第88条 本事業契約に定めない事項について定める必要が生じた場合、又は本事業契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、県及び事業者が誠実に協議のうえ、これを定めるものとする。

[以下余白]

別紙1 用語の定義 (第2条)

No	用 語	定 義
1	県	長崎県をいう。
2	構成企業	事業者に出資する企業をいう。
3	事業者	本事業において県と特定事業契約を締結した特別目的会社をいう。
4	代表企業	事業者に出資する企業のうち、公募手続き等を代表して行う【代表企業名】をいう。
5	マネジメント企業	【マネジメント企業名】をいう。
6	維持補修企業	【維持補修企業名】をいう。
7	点検・診断企業	【点検・診断企業名】をいう。
8	設計企業	【設計企業名】をいう。
9	工事監理企業	【工事監理企業名】をいう。
10	工事企業	【工事企業名】、【工事企業名】、【工事企業名】及び【工事企業名】をいう。
11	事業期間	本事業契約の本契約成立日から●年●月●日までの期間をいう。
12	本事業	長崎県長大橋維持管理事業をいう。
13	対象橋梁	西海橋、若松大橋、生月大橋、鷹島肥前大橋、平戸大橋、大島大橋、伊王島大橋をいう。
14	本件工事	大島大橋及び伊王島大橋に係る修繕工事をいう。
15	募集要項等	募集要項、要求水準書、事業者選定基準、様式集、提案書、基本協定書、事業契約書及びこれらに関する質問回答をいう。
16	提案書等	事業者が県に提出した企画提案書一式をその他の事業者が本事業契約の仮契約締結日までに提出した一切の書類をいう。
17	本事業契約	県が事業者と締結する事業契約をいう。
18	法令等	各種法令（施行令及び施行規則等を含む）、条例、その他公的機関の定める規則、要綱等をいう。
19	不可抗力	別紙7に定める地震・風水害等の自然災害又は戦争・暴動等の人為的な事象のうち、通常の見可能な範囲外のものであって、県と事業者のいずれの責めにも帰すことができないものをいう。
20	要求水準	要求水準書、事業契約書等及び提案書等に定められた内容をいう。

別紙 2 保証書 (第49条)

長崎県知事 殿

保 証 書

【 工事企業名 】（以下「保証人」という。）は、長崎県長大橋維持管理事業（以下「本事業」という。）に関連して、【 事業者名 】（以下「事業者」という。）が長崎県（以下「県」という。）との間で令和●年●月●日付で締結した事業契約書（以下「本事業契約」という。）に基づいて、事業者が県に対して負担する本保証書第1条の債務につき、事業者と連帯して保証する。なお、本保証書において用いられる用語は、本保証書において別途定義された場合を除き、本事業契約において定められる用語と同様の意味を有する。

（保証）

第1条 保証人は、本事業契約第49条（契約不適合責任）に基づく契約不適合責任により事業者が県に対して負う債務を、事業者と連帯して保証する。なお、保証人は、県が事業期間の終了日から2年以内に本事業契約第50条（契約不適合責任）に基づく請求を行う場合において、事業者がすでに解散していたとしても、本条に基づく債務を免れない。

（通知義務）

第2条 県は、本保証書の差入日以降において、本事業契約又は主債務の内容に変更が生じたことを知った場合には、遅滞なく当該事由を保証人に対して通知しなければならない。本保証書の内容は、県による通知の内容に従って、当然に変更されるものとする。

（保証債務の履行の請求）

第3条 県は、保証債務の履行を請求しようとするときは、保証人に対して、県が定めた様式による保証債務履行請求書を送付しなければならない。

2 保証人は、保証債務履行請求書を受領した日から7日以内に当該請求に係る保証債務の履行を開始しなければならない。県及び保証人は、本項に規定する保証債務の履行期限を、別途協議のうえ、決定するものとする。

3 前項の定めにかかわらず、保証人は、主債務が金銭の支払を内容とする債務である場合には、保証債務履行請求書を受領した日から30日以内に当該請求に係る保証債務全額の履行を完了しなければならない。

（求償権の行使）

第4条 保証人は、本事業契約に基づく事業者の県に対する債務がすべて履行されるまで、保証人が本保証書に基づく保証債務を履行したことにより、代位によって取得した権利を行使することができない。

（終了及び解約）

第5条 保証人は、本保証書を解約及び撤回することができない。

別紙3 事業者が付保する保険 (第50条)

付保すべき保険は、最低限、以下の基準を満たすものとするものとする。

なお、以下に記載する保険以外の保険及び保険金額の設定については、事業者で必要と判断する追加提案を妨げるものではない。

1 組立保険又は土木工事保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。）

(1) 保険内容・目的

修繕工事業務の工事中に発生した工事目的物の損害を担保する。

(2) 付保条件

- ①保険対象：本事業契約の対象となるすべての工事
- ②保険期間：工事期間の全期間
- ③保険契約者：事業者又は工事企業
- ④被保険者：事業者又は工事企業、下請負人等、県を含む
- ⑤保険金額：工事完成価額（消費税を含む）

2 第三者賠償責任保険（又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。）

(1) 保険内容・目的

工事遂行に伴って発生した第三者（県の職員、利用者、地域住民を含む。）に対する対人及び対物賠償損害を担保する。組立保険又は土木工事保険の特約として第三者損害賠償責任担保特約を付帯することでも差し支えない。

(2) 付保条件

- ①保険対象：本事業契約の対象となるすべての工事
- ②保険期間：工事期間の全期間
- ③保険契約者：事業者又は工事企業
- ④被保険者：事業者又は工事企業、下請負人等、県を含む
- ⑤保険金額：対人1億円／1名・10億円／1事故、対物1億円／1事故

※ 提案により上記に追加する保険や条件がある場合、契約締結時に修正します。

別紙4 対価の支払及び改定方法 (第56条、第57条)

1. サービス対価の構成と支払方法

県は、事業者に対して以下の方法で対価を支払う。消費税率が変更された場合には、変更後の税率にて適切に支払うものとする。

サービス対価の構成	対価の内容	支払方法
サービス対価A ・マネジメント業務費	・左記業務の業務費用 ・SPC経費(設立費、運営費)	・事業期間中にわたって、四半期ごとに平準化し支払う。
サービス対価B ・点検・診断業務費(1年点検、5年点検) ・詳細調査(診断)業務費 ・補修設計業務費 ・工事監理業務費	・左記業務の業務費用	【部分払：令和8年度～令和11年度】※2 ・各年度の支払限度額の範囲内において、当該年度の出来高に応じた金額を一括で支払う。 【完了払：令和12年度】 ・事業期間中の業務費用（総額）から、部分払により支払われた金額を差し引いた金額を一括で支払う。
サービス対価C ・修繕工事業務費	・工事費用 ※1	【部分払：令和8年度～令和11年度】※2 ・各年度の支払限度額の範囲内において、当該年度の出来高に応じた金額を一括で支払う。 【完了払：令和12年度】 ・事業期間中の工事費用（総額）から、部分払により支払われた金額を差し引いた金額を一括で支払う。
サービス対価D ・点検・診断業務費(異常時点検) ・維持補修業務費	・左記業務の業務費用	・会計年度ごとに、実施数量（実績）に応じた金額を支払う。

※1 修繕工事業務費の積算根拠となる補修設計は、過年度に実施済のものと、未実施のものが混在しており、それぞれ以下の取扱いとする。

設計が実施済のもの	既往の設計成果をもとに、点検・診断業務または詳細調査（診断）業務の結果を踏まえ、必要な数量等の見直しを行ったうえで工事費用を確定させる。
設計が未実施のもの	本事業の補修設計業務によって工事費用を確定させる。

※2 サービス対価B及びサービス対価Cの部分払について、以下の取り決めとする。

- ・契約協議において、事業者の提案及び見積額を基に、サービス対価B及びサービス対価Cに関しての想定出来高（各年度）を決定する。部分払における支払限度額（各年度）は、想定出来高の10分の9以内で設定する。なお、事業開始後、点検・診断業務の実施結果次第でサービス対価に変動が生じる場合は、県と事業者の協議により必要な見直しを行う。

2. サービス対価の支払手続き

サービス対価の構成	支払手続
<u>サービス対価A</u> ・マネジメント業務費	■支払方法：事業期間中にわたって、四半期ごとに平準化し支払う。 ■支払期間：令和8年8月～令和13年3月 ■支払回数：全19回（令和8年度は3回、以降の年度は年4回） ■支払手続：以下の手順による。 ① 事業者：当該四半期終了後、翌月10日開庁日までに「四半期業務報告書」を県に提出。※ ② 県：①の受領後、10日以内に「モニタリング結果通知」を事業者に交付。モニタリングの結果、減額ポイントによってサービス対価が減額となる場合は、その通知も併せて行う。なお、減額は第4四半期分の支払い時に金額調整の上で支払う。 ③ 事業者：②の通知受領後、県に請求書を提出。（当該四半期終了後翌月末日までの提出） ④ 県：請求書受理日から30日以内に事業者に支払。（当該四半期終了後翌々月末日までの支払） ※四半期業務報告書は、モニタリング用の業務報告書をもとに事業者が作成、報告書式については県と事業者の協議により決定する。
<u>サービス対価B</u> ・点検・診断業務費（1年点検、5年点検） ・詳細調査（診断）業務費 ・補修設計業務費 ・工事監理業務費	<u>【部分払：令和8年度～令和11年度】</u> ① 事業者：支払対象年度終了後、翌月10日開庁日までに、各業務の「業務報告書」を県に提出。 ② ①の受領後、10日以内に「モニタリング結果通知」を事業者に交付。モニタリングの結果、減額ポイントによってサービス対価が減額となる場合は、その通知も併せて行う。 ③ 事業者：②の通知受領後、県に請求書を提出。（当該年度終了後翌月末日までの提出） ④ 県：請求書受理日から30日以内に事業者に支払。（当該年度終了後翌々月末日までの支払） <u>【完了払：令和12年度】</u> （部分払と同一の流れにより手続きを行う。）
<u>サービス対価C</u> ・修繕工事業務費	<u>【部分払：令和8年度～令和11年度】</u> ① 事業者：支払対象年度終了後、翌月10日開庁日までに、当該年度内に実施した工事の出来高報告書（工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品を含む）を作成し、県に提出。 ② 県：当該報告書の受理日から14日以内に①の確認結果と「モニタリング結果通知」を事業者に交付。モニタリングの結果、減額ポイントによってサービス対価が減額となる場合は、その通知も併せて行う。 ③ 事業者：②の通知受領後、県に請求書を発行。 ④ 県：③の請求書受領後、30日以内に事業者に支払。 ・令和8年度分支払時期：令和9年5月予定 ・令和9年度分支払時期：令和10年5月予定 ・令和10年度分支払時期：令和11年5月予定 ・令和11年度分支払時期：令和12年5月予定 <u>【完了払：令和12年度】</u> ① 県：事業期間の終了に際し、県及び工事企業の臨場の上、工事完成検査を行い、「完成確認通知」と「モニタリング結果通知」を事業者に交付。モニタリ

サービス対価の構成	支払手続
	ングの結果、減額ポイントによってサービス対価が減額となる場合は、その通知も併せて行う。 ② 事業者：①の通知受領後、県に請求書を発行。 ③ 県：②の請求書受領後、40日以内に事業者に支払。 ・令和12年度分支払時期：令和13年5月予定
<u>サービス対価D</u> ・点検・診断業務費 (異常時点検) ・維持補修業務費	① 事業者：当該年度終了後、翌月10日開庁日までに「業務報告書」を県に提出。 ② 県：①の受領後、10日以内に「モニタリング結果通知」を事業者に交付。モニタリングの結果、減額ポイントによってサービス対価が減額となる場合は、その通知も併せて行う。 ③ 事業者：②の通知受領後、県に請求書を提出（当該年度終了後翌月末日までの提出） ④ 県：請求書受理日から30日以内に事業者に支払（当該年度終了後翌々月末日までの支払）

3. サービス対価の前金払に関する手続

事業者は、県に対し、サービス対価B及びサービス対価Cに関する前払金の支払を請求することができる。請求に関する手続は以下の方法によるものとする。

サービス対価の構成	前金払に関する手続
<u>サービス対価B</u> ・点検・診断業務費 (1年点検、5年点検) ・詳細調査(診断)業務費 ・補修設計業務費 ・工事監理業務費	・サービス対価Bに係る前払金の請求手続は、長崎県土木設計（測量、調査）業務等委託契約書第35条、第36条、第37条、及び第41条に従い、下記の運用方法とする。 ①事業者は、保証事業会社と、本事業契約に定める事業期間の完了時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を県に寄託して、各年度におけるサービス対価の出来高予定額の10分の3以内の前払金の支払を県に請求することができる。 ②県は、①の規定による請求があったときは、請求を受けた日から20日以内に前払金を支払う。 ③サービス対価の額が著しく増額された場合の前払金の追加支払請求、ならびにサービス対価の額が著しく減額された場合の前払金の返還に関する措置については、長崎県土木設計（測量、調査）業務等委託契約書第35条及び第36条の規定を準用する。 ④事業者は、前払金をサービス対価Bの対象とする業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（この業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

サービス対価の構成	前払金に関する手続
<u>サービス対価C</u> ・修繕工事業務費	・サービス対価Cに係る前払金の請求手続は、長崎県建設工事標準請負契約書第35条、第36条、第37条、及び第42条に従い、下記の運用方法とする。 ①事業者は、保証事業会社と、本事業契約に定める事業期間の完了時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を県に寄託して、各年度におけるサービス対価の出来高予定額の10分の4以内の前払金の支払を県に請求することができる。 ②県は、①の規定による請求があったときは、請求を受けた日から20日以内に前払金を支払う。 ③サービス対価の額が著しく増額された場合の前払金の追加支払請求、ならびにサービス対価の額が著しく減額された場合の前払金の返還に関する措置については、長崎県建設工事標準請負契約書第35条及び第36条の規定を準用する。 ④事業者は、前払金をサービス対価Cの対象とする修繕工事業務の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に充てられる前払金の上限は、前払金の総額の100分の25とする。

4. 消費税及び地方消費税

消費税及び地方消費税については、サービス対価の支払期ごとに算定する。

5. サービス対価の改定方法

サービス対価の構成	サービス対価の改定方法
<u>サービス対価A</u> ・マネジメント業務費	（改定の考え方） ・長崎県建設工事標準請負契約書第26条第1項から第4項に示す方法（全体スライドの適用方法）に従い、下記により改定を行う。 ①県又は事業者は、事業期間内で、事業契約締結の日から12月を経過した後に、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対してサービス対価の改定を請求することができる。
<u>サービス対価B</u> ・点検・診断業務費（1年点検、5年点検） ・詳細調査（診断）業務費 ・補修設計業務費 ・工事監理業務費	②県又は事業者は、相手方からの請求があったときは、変動前のサービス対価残額（事業契約の金額から当該請求時の出来高部分に相応する金額を控除した額をいう。）と変動後のサービス対価残額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前のサービス対価残額に相応する額をいう。）との差額のうち、変動前のサービス対価残額の1000分の15を超える額につき、改定に応じなければならない。
<u>サービス対価C</u> ・修繕工事業務費	③変動前のサービス対価残額及び変動後のサービス対価残額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。 ④サービス対価の改定の請求は、賃金水準又は物価水準の変動に応じて再度行うことができる。この場合においては、①の「事業契約締結の日」とあるのは、「直前のサービス対価改定の基準とした日」とするものとする。

サービス対価の構成	サービス対価の改定方法
	(物価指数の考え方) ・ 県は、積算に使用する単価（県が積算に使用している物価資料等の基準日における価格）を用いた変動率を物価指数とすることを基本とする。なお、事業者の協議資料等に基づき双方で合意した場合は別途の物価指数を用いることができる。 ・ 単価の再調査や再見積に多大な労力又は日数を必要とする場合には、当初積算時の類似単価の物価変動率により算定することができる。
<u>サービス対価D</u> ・ 点検・診断業務費(異常時点検) ・ 維持補修業務費	・ 会計年度ごとに、実施数量（実績）に応じた金額を支払うこととし、サービス対価の改定は行わない。

別紙5 モニタリング手順書（第58条、第60条）

1. 基本的な考え方

事業者から県に提供されるサービスが、適正かつ確実に遂行され、常に要求水準書、事業契約書等及び提案書等に定められた内容（以下、「要求水準」という。）を達成しているか検証するために、県は、事業者の事業実施状況に係るモニタリングを実施する。

モニタリングの結果、事業者が提供するサービスが要求水準に達していない場合、県は、改善指導又は改善指示（以下「改善指導等」という。）を行い、要求水準を達成するよう求める。

事業者が状況を改善することができない場合、あるいは、事業者が改善指導等に従わない場合、県は、事業契約（以下「本契約」という。）を解除することもある。

2. モニタリングの実施方法

(1) 事業者によるモニタリング実施計画書の作成と提出

事業者は、本事業契約の締結後、本説明書を踏まえて、事業のモニタリング実施計画書の案を作成し、県に提出する。

県は、事業者と協議の上、モニタリング実施計画書を確定する。モニタリング実施計画書には、モニタリングの時期、内容、実施体制、手順、評価基準等を記載する。

(2) モニタリングの実施時期等

県は、事業者が提出する書類の確認によりモニタリングを行う。

なお、県は、県が必要と認める場合には、定期的または事前通告なしに、現地において各業務の実施状況の確認を行う場合がある。

実施時期	モニタリングにおいて確認する書類	備考
各業務の開始前	①各業務の全体業務計画書 ②年間業務計画書（各年度）	
各業務の実施期間中	①業務報告書（毎月の定例会議資料） ②学識経験者会議への報告資料（年1回予定） ③年度事業報告書（事業期間の各年度末）	事業者はセルフモニタリングを行い、業務報告書にまとめて提出
事業期間の終了時	①年度事業報告書（最終年度分） ②対象橋梁が要求水準書に定める健全性の水準にあることの確認結果資料	②の様式は、最終年度に実施した定点観測の結果のほか、事業者が提案する方法によることを想定し、県と事業者の協議により詳細を決定

(3) モニタリング費用の負担

県が実施するモニタリングに係る費用は、県が負担し、事業者が自ら実施するセルフモニタリング及び報告書類作成等に係る費用は、事業者の負担とする。

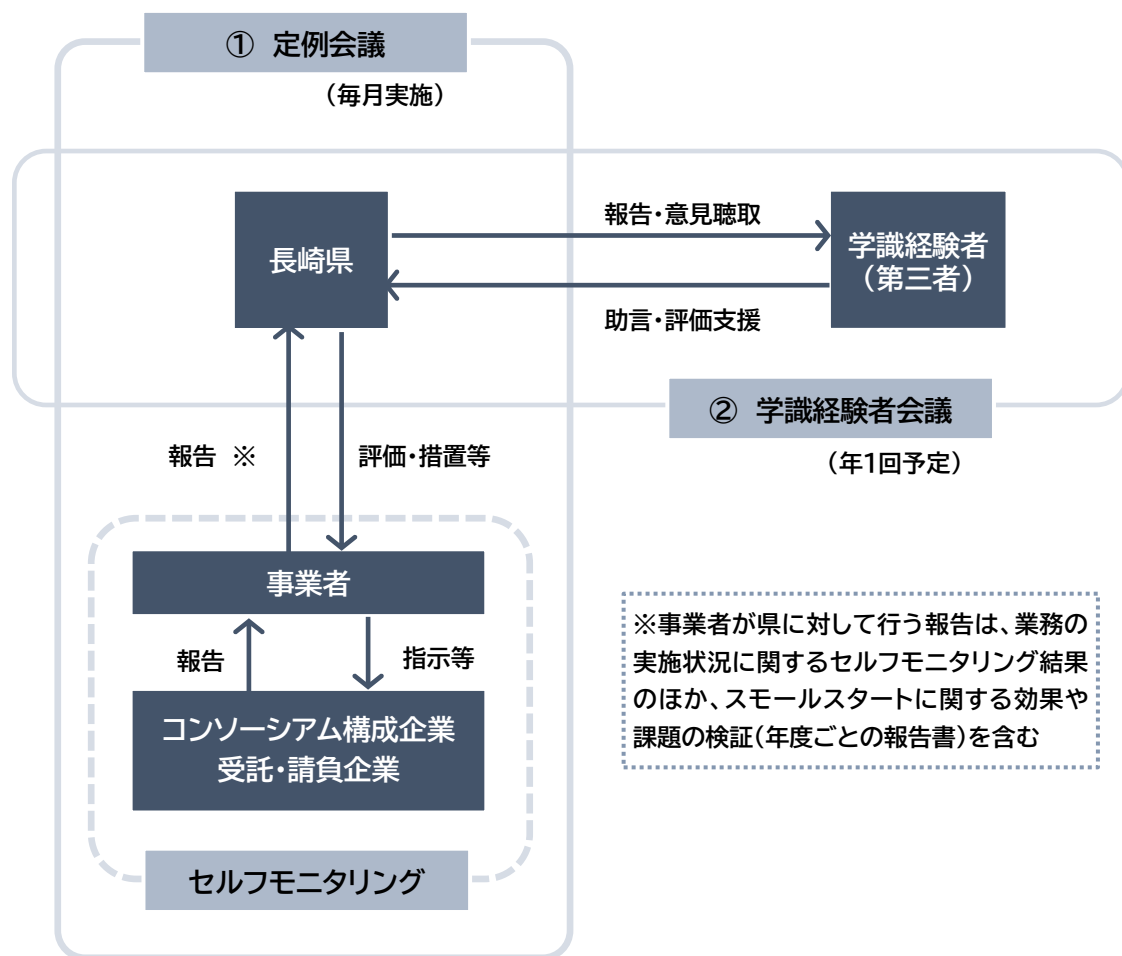
(4) 評価結果の通知

県は、モニタリングの実施後に、その評価結果を事業者に通知する。

3. モニタリングの実施体制

(1) 県、学識経験者、事業者によるモニタリング体制

モニタリングは、事業者によるセルフモニタリングのほか、県と事業者による定例会議（下図の①：毎月実施）、県と学識経験者による学識経験者会議（下図の②：年1回予定）により行う。



(2) 定例会議の実施

県と事業者は、事業者が定められた業務を確実に遂行し、要求水準書等に規定した要求水準を達成しているか否かを確認するため、事業の実施状況についてモニタリングを実施する。事業者は、自らが実施している業務が、要求水準を満たしているかどうか、適切な業務遂行がなされているかどうかについて、セルフモニタリングを行い、業務報告書として取りまとめたうえで県へ提出する。

県は、定例会議を実施し、業務報告書に基づく報告によって業務の実施状況を確認する。

実施時期	会議内容	出席者
毎月	・業務報告書に基づく業務実施状況及び課題等の情報共有 ・各業務間の調整	・県 ・統括責任者 ・各業務責任者（四半期ごとに出席）

（３） 学識経験者会議の実施

県は、第三者によるモニタリングとして、本事業に関係する各分野の有識者で構成する学識経験者会議（年１回を予定）を開催し、本事業で実施する業務のうち、主に点検・診断、詳細調査、補修設計、修繕工事の各業務の実施状況を報告する。報告に当たって必要な資料は事業者が作成する。

また、必要に応じて、事業者が行う劣化・損傷状態の評価や対策立案の内容等に関して、専門的な見地からの意見聴取を行う。

４． 要求水準未達成の場合の措置

（１） 各業務の開始前におけるモニタリング

- ① モニタリングの結果、県が、各業務の業務計画書にある実施体制や業務計画では要求水準の達成が不可能と判断した場合、県は事業者に対し、改善指導等を行う。
- ② 事業者は、改善指導等を受けたときは迅速に業務計画書を改善し、再提出する。
- ③ 改善指導等によっても改善が見込まれない場合、県は再度、改善指導等を行い、これによっても改善が見込まれないときは本契約を解除する場合がある。

※ 業務計画書が要求水準を満たしていないことによって事業が遅れた場合における一切の損失は事業者が負う。

（２） 各業務の実施期間中におけるモニタリング

① 改善指導

ア モニタリングの結果、要求水準が達成されていないと県が判断する場合は、県は事業者に対して、業務不履行に関する改善指導等を行う。

イ 事業者は、県から改善指導等を受けた場合、以下の内容を記載した「改善計画書」を県に提出し、県の承認を得るものとする。

- ・業務不履行の内容及び原因
- ・業務不履行の状況を改善する具体的な方法
- ・改善までの期限及び責任者
- ・再発防止策
- ・その他、県が要求する事項がある場合は当該事項

ウ 県は、改善計画書の内容が、業務不履行の状況を改善し、復旧できるものとなっていない、又は、合理的でないと判断した場合、改善計画書の変更及び再提出を求めることができる。

※ 業務不履行の改善に緊急を要し、応急処置等を行うことが合理的と判断される場合は、上記によらず、事業者は自らの責任において適切に応急処置等を行うものとし、これを県に報告する。

② 改善指示

ア 事業者は、改善計画書について県の承認を受けた後、改善計画書に基づき直ちに改善・復旧行為を実施し、県に報告する。

イ 県は、事業者からの改善・復旧の報告を受け、モニタリングを実施し、要求水準が達成していることを確認する。モニタリングの結果、事業者の業務の改善等が行われなかったと判断した場合は、文書にて改善を指示する。

ウ 事業者は文書による改善指示を受けた場合は速やかに改善・復旧行為を実施し、その結果を県に報告する。

※ 改善・復旧に要した費用については、事態の発生に至った責任の所在を明らかにし、県側の責めによる場合は、協議の上、事業者に生じた費用を県が負担する。その他の場合にあっては、改善・復旧に要した費用は事業者が費用を負担する。

※ なお、不可抗力又は法令変更の場合の費用負担は、本契約別紙6「法令変更による費用の負担割合」及び同別紙7「不可抗力による合理的な範囲の増加費用及び損害の負担」による。

(3) 事業期間の終了時におけるモニタリング

① 実施の手順

ア 事業者は、事業期間の最終年度において、定点観測（1年点検）のほか、事業者が提案する方法により、対象橋梁が要求水準書に定める健全性の水準にあることを確認する。確認の結果、要求水準を満たさない部分が明らかになった場合は、県に報告の上、速やかに修繕等の工事を行う。なお、県が実施した直近の5年点検の結果でⅢ判定となっている部材のうち、県が今後予定する工事によりⅢ判定が解消しないもの、および本事業で実施する点検・診断業務で新たにⅢ判定となったものについては、水準未達としない。

イ 県は、事業者から提出された年度事業報告書（最終年度分）および上記アの結果を確認の上、書面にて本事業の完了の確認を事業者に通知する。

② 要求水準未達成の場合の措置

ア 県は、モニタリング後、その内容を事業者に通知し、要求水準を達成していないと判断した内容について必要な改善指導等を行う。

- イ 事業者は、改善指導等に従い必要な改善措置を実施し、定められた期限までに県の確認を受ける。
- ウ 改善の確認が得られない場合、県は、再度、改善指導等を行い、事業者はこれに対応する。
- エ 事業終了時までに改善が確認されない場合、県は、自らが改善を行う場合に想定される適切な費用の限度で事業者に請求を行う。
- オ 事業者は、事業終了時における施設の性能の確保に対する責任を負うものとし。事業期間中に存在していた瑕疵のうち、要求水準に従って業務を実施していなかったことによる瑕疵で、2年以内に県が発見したものについては、自らの費用負担による改善・復旧を行う。

5. サービス対価の支払の減額

(1) 基本的な考え方

県は、事業者の実施する業務において、要求水準を達成していない場合に該当すると判断したときは、事業者に改善指導等を行うと同時に減額ポイントを計上する。

計上は年度ごとに行い、年度ごとの減額ポイントが一定値に達した場合には、サービス対価の減額を行う。

ここにいう、要求水準を達成していない場合に該当すると判断したときは、以下 A 及び B に示す状態と同等の事態と県が認める場合をいう。

事象のレベル	事象の具体例
A 重大な事象	対象橋梁の安全な使用や健全性の維持に重大な支障となりうる状態
	○ 業務の故意による放棄、未実施 ○ 長期にわたる県への連絡不通 ○ 業務従事者に関する虚偽の記載、又は事前の承認を得ない変更 ○ 業務報告書への虚偽の記載 ○ 県からの指導・指示に従わない場合 ○ 劣化や損傷状態の放置 ○ 安全措置の不備による人身事故の発生 ○ 事故または災害時における未稼働等、合理的な理由なく職務上の責務や注意義務を果たさない事態の発生等
B 重大な事象以外の事象	A の状態を除き、業務の円滑な実施に支障をきたした状態
	○ 業務の怠慢 ○ 県の職員等への対応不備 ○ 業務報告の不備 ○ 関係者への連絡不備

(2) 減額ポイントを加算しない場合

- ① やむを得ないと県が認める原因により減額の対象となる事態が生じた場合、かつ、事前に県に連絡があった場合

② 明らかに事業者の責めによらない原因により減額の対象となる事態が生じた場合

(3) サービス対価に係る減額

① 減額ポイントへの換算

基本減額ポイントの値への換算は、以下のとおりとする。

ただし、同じ原因で要求水準を満たしていない場合（再発の場合）、付与するポイントは基本減額ポイントに再発回数を乗じた数値とする。なお、再発回数は次の年度に持ち越さない。

事象のレベル	基本減額ポイント
A 重大な事象	25ポイント
B 重大な事象以外の事象	5ポイント

② 減額ポイントの通知および支払額への反映

ア 減額ポイントの通知

県は、モニタリング等により事業者の業務が要求水準を満たしていないと判断した場合、減額ポイントを付与し、事業者に減額ポイントを通知する。

なお、当該年度分の減額ポイントは、当該年度分のモニタリングにのみ用いるものとし、次の期間（年度）に持ち越さない。

イ サービスの対価の支払額への反映

県は、当該年度分の減額ポイントを計算し、以下の計算式に従って減額後のサービス対価を定め、当該期間の支払額を事業者に通知する。

なお、減額措置が決定した際に、すでに対象となる期間のサービス対価の支払が行われている場合には、算定された減額分を次期のサービス対価より差し引く。

【計算式】

(減額されるサービス対価の額) = (当該年度のサービス対価※) × (減額割合)

※事象が発生した業務における当該年度の出来高相当の額とする

年度のポイント合計	減額率の方法	減額の割合
20ポイント以下	0%	0%
25 または 30	ポイント×0.01%で算定	0.25% または 0.30%
35 または 40	ポイント×0.02%で算定	0.70% または 0.80%
45 または 50	ポイント×0.03%で算定	1.35% または 1.50%
55 または 60	ポイント×0.04%で算定	2.20% または 2.40%
65 または 70	ポイント×0.05%で算定	3.25% または 3.50%
75 または 80	ポイント×0.06%で算定	4.50% または 4.80%
85 または 90	ポイント×0.07%で算定	5.95% または 6.30%
95 または 100以上	ポイント×0.08%で算定	7.60% または 8.00%

ウ 事業者の異議申立て

事業者は、上記各通知について異議がある場合には、申し立てを行うことができる。

6. 業務担当者の変更

「4. 要求水準未達成の場合の措置」に示す「改善指示」にもかかわらず、改善計画書に沿った改善・復旧行為による改善・復旧が認められないと県が判断した場合、県は、当該業務の業務担当者の変更を事業者に要求することができる。

7. 契約の終了

県は、事業者が改善の指示に従わないときその他事業者による業務実施を継続することが適当でないと認めるとき（以下に掲げる場合を含むがこの限りではない。）は、事業者の不履行等を理由に、契約書等の定めるところに従い契約を終了することができる。

- ① 「5. サービス対価の支払の減額」の措置を取った後も改善が認められない場合
- ② 「6. 業務担当者の変更」の要求後、30 日以内に何らの対応をおこなわない場合
- ③ 関係法令、条例、規則及び事業契約等に違反した場合
- ④ 経営状況の悪化等により業務を行うことが困難な場合
- ⑤ 長崎県建設工事暴力団対策要綱（平成 28 年告示 27 建企第 642 号）別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められた場合

以上

別紙6 法令変更による費用の負担割合（第73条）

想定される場面	負担割合	
	県	事業者
①本事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法令等の新設・変更	100%	0%
②消費税に関する法令変更	100%	0%
③上記以外の法令の新設・変更	0%	100%

①の本事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法令等とは、本事業及び本事業類似のサービスを提供する事業に関する事項を直接的または間接的に規定することを目的とした法令等を意味するものとし、これに該当しない法人税その他事業者の利益に課される税制の新設・変更及び事業者若しくは本事業に対して一般的に適用される法律の新設・変更は含まれないものとする。

別紙 7 不可抗力による合理的な範囲の増加費用及び損害の負担 (第75条)

対象期間	負担者	
	事業者	県
事業期間	・地震・風水害等の自然災害によるもので軽微なもの ・戦争・暴動等の人為的な事象によるもので軽微なもの	・地震・風水害等の自然災害によるもので左記以外なもの ・戦争・暴動等の人為的な事象によるもので左記以外なもの

「軽微なもの」については、公共土木施設災害復旧事業国庫負担法第6条（第4、5号を除く）を準用する。

風水害等のうち、降雨、暴風、高潮、波浪又は津波による自然災害の定義は、公共土木施設災害復旧事業査定方針第3（二）から（四）の規定によるものとする。

(公共土木施設災害復旧事業国庫負担法 第6条)

第六条 この法律は、次に掲げる災害復旧事業については適用しない。

- 一 一箇所の工事の費用が、都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の市（以下「指定市」という。）（都道府県又は指定市が加入している地方公共団体の組合及び港務局であって都道府県又は指定市がその組織に加わっているものを含む。）に係るものにあっては百二十万円に、市（指定市を除く。以下同じ。）町村（市町村の組合及び市町村のみで組織している港務局を含む。以下同じ。）に係るものにあっては六十万円に満たないもの
- 二 工事の費用に比してその効果の著しく小さいもの
- 三 維持工事とみるべきもの
- 四 明らかに設計の不備又は工事施行の粗漏に基因して生じたものと認められる災害に係るもの
- 五 甚だしく維持管理の義務を怠ったことに基因して生じたものと認められる災害に係るもの
- 六 河川、港湾及び漁港の埋そくに係るもの。ただし、維持上又は公益上特に必要と認められるものを除く。
- 七 天然の河岸及び海岸の欠壊に係るもの。ただし、維持上又は公益上特に必要と認められるものを除く。
- 八 災害復旧事業以外の事業の工事施行中に生じた災害に係るもの
- 九 直高一メートル未満の小堤、幅員二メートル未満の道路その他主務大臣の定める小規模な施設に係るもの
- 2 前項第一号の場合において、一の施設について災害にかかった箇所が百メートル以内の間隔で連続しているものに係る工事並びに橋、水制、床止めその他これらに類する施設について災害にかかった箇所が百メートルを超える間隔で連続しているものに係る工事及びこれらの施設の二以上にわたる工事で当該工事を分離して施行することが当該施設の効用上困難又は不適当なものは、一箇所の工事とみなす。ただし、当該工事を施行する地方公共団体が二以上あるものについては、この限りでない。

(公共土木施設災害復旧事業査定方針 河発第三五一号 昭和32年7月15日)

(採択の範囲等)

第三 災害復旧事業の採択に際し、降雨、洪水、暴風、高潮、波浪、津波又は地すべりによる災害で次の各号の一に該当しないものは、原則として採択しないものとする。

- (一) 河川にあつては警戒水位(警戒水位の定めがない場合は河岸高(低水位から天端までの高さをいう。)の五割程度の水位)以上の出水により発生した災害。ただし、河床低下等河状の変動により警戒水位の定めが不適当な場合における当該警戒水位未満の出水により発生した災害又は比較的長時間にわたる融雪出水等により発生した災害を含む。
- (二) 河川以外の公共土木施設にあつては最大二四時間雨量八〇ミリメートル以上の降雨により発生した災害。ただし、最大二四時間雨量八〇ミリメートル未満の降雨により発生した災害であっても、時間雨量等が特に大である場合を含む。
- (三) 最大風速一五メートル以上の風により発生した災害
- (四) 暴風若しくはその余波による異常な高潮若しくは波浪(うねりを含む。)又は津波により発生した災害で被災の程度が比較的軽微と認められないもの
- (五) 地すべりにより発生した地すべり防止施設の災害にあつては、地すべりが発生した区域のうち、被災前の地すべり防止施設により一定のブロックが概成している場合における災害

別紙 8 個人情報取扱特記事項 (第83条)

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な取得)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を取得するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(事業所内からの個人情報の持出しの禁止)

第5 乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、乙の事業所の外に持ち出してはならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第6 乙は、甲が指示したときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、甲が承諾したときを除き、この契約による業務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾したときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については、自ら行うものとし、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾により、第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を当該第三者に講じさせなければならない。

3 乙は、再委託先の第1項に規定する事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先

との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

- 4 乙は、本件委託事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じ、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

- 第9 乙は、この契約による業務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すとともに、消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(業務に従事している者への周知)

- 第10 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても、当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該業務の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

(管理・実施体制)

- 第11 乙は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、管理責任者を特定し、内部における管理体制及び実施体制を確保して業務に従事させなければならない。ただし、この契約により取り扱う個人情報が特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）に該当する場合は、乙は、この契約による業務に従事する者及びその管理責任者（以下「従事者等」という。）を特定し、その管理及び実施体制について、甲に書面で報告しなければならない。なお、当該報告をした後にその内容が変更になった場合も同様とする。

(従事者等に対する教育)

- 第12 乙は、従事者等に対し、個人情報の取扱いについての教育及び監督をしなければならない。

(特記事項の遵守状況の報告)

- 第13 乙は、甲から求めがあったときは、この特記事項の遵守状況について甲に対して随時又は定期的に報告しなければならない。

(検査)

- 第14 甲は、乙がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の管理の状況について、随時検査することができる。

(事故報告)

- 第15 乙は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損等この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、その指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(派遣労働者の利用時の措置)

第16 乙は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合には、派遣労働者に、この契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第17 甲は、乙がこの特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(個人情報の取扱いに関する罰則)

第18 この契約による業務に関し、当該業務に従事している者又は従事していた者が、法第8章に規定される行為を行った場合は、当該業務に従事している者又は従事していた者及び乙に対し、同章の規定に基づき罰則が科せられる。

(特定個人情報の取扱いに関する罰則)

第19 この契約による業務に関し、個人番号利用事務（番号法第2条第11項に規定する個人番号利用事務をいう。以下同じ。）又は個人番号関係事務（番号法第2条第12項に規定する個人番号関係事務をいう。以下同じ。）に従事する者又は従事していた者が、番号法第9章に規定される行為を行った場合は、個人番号利用事務又は個人番号関係事務に従事する者又は従事していた者及び乙に対し、同章の規定に基づき、罰則が科せられる。

[以下余白]